

令和2年2月5日

青森県教育委員会第853回定例会

期 日 令和2年2月5日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

○報告第1号 西北・上北地区統合校開設準備委員会報告書について 1

3 議 案

○議案第1号 青森県子ども読書活動推進計画(第四次)案について 3

4 その他

○職員の懲戒処分の状況について ..... 4

5 閉 会

# 報告第1号

## 西北・上北地区統合校開設準備委員会報告書について

### 1 西北地区統合校開設準備委員会

#### (1) 設置目的

金木高校、板柳高校、鶴田高校及び五所川原工業高校の統合による西北地区統合校を令和3年度に開設するに当たり、必要となる事項の準備を進めるため、第1期実施計画に基づく開設準備委員会を設置する。

#### (2) 西北地区統合校開設準備委員会委員

所属等	委員名	備考
県立金木高等学校 校長	福原直樹	
県立板柳高等学校 校長	平川昌史	
県立鶴田高等学校 校長	隅田佳文	
県立五所川原工業高等学校 校長	幸山勉	副委員長
県立金木高等学校後援会 会長	尾野勝	
県立板柳高等学校後援会 理事長	成田正義	
県立鶴田高等学校PTA 会長	藤田重彦	
県立五所川原工業高等学校後援会 理事長	阿部広悦	
五所川原市教育委員会 教育長	長尾孝紀	
板柳町教育委員会 教育長	永澤正己	
鶴田町教育委員会 教育長	中野雄臣	
元県立五所川原高等学校 校長	佐井憲男	委員長

#### (3) これまでの検討状況等

回	年月日	内容
1	令和元年 5月28日	○目指す人財像について ○学校像について ○校名案の決定方法について
2	令和元年 7月22日	○校名案の方向性について ○特色ある教育活動の方向性について ○普通科と工業科の連携の方向性について ○部活動の方向性について ○統合対象校間の連携の方向性について
3	令和元年10月 8日	○校名案の方向性について ○校訓・校章・校歌・制服の方向性について ○統合対象校の記念物品の展示について ○統合対象校の事務の引継ぎについて
4	令和元年12月23日	○校章・校歌・制服の方向性について ○西北地区統合校開設準備委員会報告書(案)について
	令和2年1月23日	○委員長から県教育委員会教育長へ報告書の提出

#### (4) 西北地区統合校開設準備委員会報告書

別冊のとおり

## 2 上北地区統合校開設準備委員会

### (1) 設置目的

十和田西高校、六戸高校及び三本木農業高校の統合による上北地区統合校を令和3年度に開設するに当たり、必要となる事項の準備を進めるため、第1期実施計画に基づく開設準備委員会を設置する。

### (2) 上北地区統合校開設準備委員会委員

所属等	委員名	備考
県立十和田西高等学校 校長	齊 藤 聖 一	
県立六戸高等学校 校長	吉 田 繁 徳	
県立三本木農業高等学校 校長	遠 藤 剛	副委員長
県立十和田西高等学校同窓会 会長	水 尻 和 幸	
県立六戸高等学校後援会 会長	岡 田 寛 紀	
県立三本木農業高等学校同窓会 会長	沼 山 喜久男	
十和田市教育委員会 教育長	丸 井 英 子	
六戸町教育委員会 教育長	瀧 口 孝 之	
元県立三本木高等学校 校長	長谷川 光 治	委員長

### (3) これまでの検討状況等

回	年 月 日	内 容
1	令和元年 5月16日	○上北地区統合校における目指す人財像について ○上北地区統合校の学校像について ○校名案の決定方法について
2	令和元年 7月29日	○特色ある教育活動の方向性について ○普通科と農業科の連携の方向性について ○部活動の方向性について ○統合対象校間の連携の方向性について ○校名案の方向性について
3	令和元年 9月12日	○校名案の方向性について ○校訓・校章・校歌・制服の方向性について ○統合対象校の記念物品の展示について ○統合対象校の事務の引継ぎについて
4	令和元年12月25日	○校名案の方向性について ○上北地区統合校開設準備委員会報告書（案）について
	令和2年 1月21日	○委員長から県教育委員会教育長へ報告書の提出

### (4) 上北地区統合校開設準備委員会報告書

別冊のとおり

# 議案第 1 号

## 青森県子ども読書活動推進計画（第四次）案について

青森県子ども読書活動推進計画を、別紙「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」のとおり定める。

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和2年2月（1月1日～1月31日分）

青森県教育委員会

#### 事案1 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（26歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・ 令和元年10月11日（金）の勤務終了後、帰宅してから車を運転して八戸市内の飲食店へ出かけ、午後8時30分～10時30分頃まで1人でハイボールをジョッキ2～3杯飲酒した。その後、当該教諭は、歩いて別の飲食店に行き、午後11時～翌日の午前2時30分頃まで1人でハイボールをグラス9～10杯飲酒した。
- ・ 当該教諭が店先にいた運転代行に確認したところ、時間がかかると言われたため、午前3時頃、自ら車を運転して自宅へ向かった。
- ・ 自宅へ向かう途中、中央分離帯に接触する事故を起こした後、車が動かなくなったため、午前3時30分頃、いったん車を置いて歩いて帰宅した。その後、車に戻ったところ警察がいたため、午前4時～6時30分頃まで現場で事情聴取を受けた。呼気検査の結果、呼気1リットル中のアルコール濃度0.42mgの数値が出たため、道路交通法違反（酒気帯び運転）で検挙された。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和2年1月23日

# 参 考 資 料

第 8 5 3 回定例会（令和 2 年 2 月）

- 議案第 1 号  
青森県子ども読書活動推進計画（第四次）案について

P 1 ~ P 4

## 青森県子ども読書活動推進計画(第四次)の概要について

青森県教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」を策定して以来、第二次計画、第三次計画を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

このたび、第三次計画の期間が終了することから、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次)の策定及び子どもの読書活動をめぐる情勢の変化や本県の現状等を踏まえ、第四次計画を策定するものです。

### 計 画 の 内 容

#### 1 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

#### 2 現状と課題

県の取組、県内の状況を踏まえ、本県の課題を次のように整理しました。

- (1) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消
- (2) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透
- (3) 読み聞かせボランティア等の育成と支援
- (4) 学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携・協力
- (5) 不読率の改善

#### 3 基本方針

基本方針として次の三つを掲げました。

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進
- (2) 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

#### 4 推進方策

基本方針(1)～(3)に基づき、子どもの読書活動の推進に向けて、以下の取組を進めることにしました。

基本方針(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

- ①家庭における子どもの読書の機会の充実
- ②地域における子どもの読書の機会の充実
- ③学校等における子どもの読書の機会の充実

基本方針(2) 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

- ①地域における環境の整備・充実
- ②学校における環境の整備・充実

基本方針(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

- ①子どもの読書活動に関する啓発の推進
- ②優れた取組に関する情報収集と情報提供
- ③優良な図書の普及

#### 5 計画の評価

計画内容の進捗状況を把握するために、基本方針ごとに評価の指針を設け、数値目標を設定しました。



# 「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」（案）に関するパブリック・コメントの結果について

## 1 実施期間等

令和元年10月31日～11月29日（30日間）

## 2 提出者数（総件数）

1者（4件）

## 3 区分別件数

※提出された意見等は、計画全般、5つの章、その他として整理した。

(1) 計画全般	1件
(2) 第1章 計画策定について	1件
(3) 第2章 本県における取組と課題	2件
(4) 第3章 基本方針	0件
(5) 第4章 子どもの読書活動の推進方策	0件
(6) 第5章 計画の評価	0件
(7) その他	0件

## 4 処理区分（あおり県民政策提案実施要綱）

(1) 文章修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	3件
(2) 記述済み・・・既に記述済みであるもの。	0件
(3) 実施段階検討・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	0件
(4) 反映困難・・・反映が困難なもの。	0件
(5) その他・・・質問や感想。施策の体系外への意見。	1件

「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」（案）に係るパブリック・コメントにおいて提出された意見等

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
計画全般	1	本計画の改正にはおおむね賛成です。	その他	
第1章 計画策定について	2	P2表 平成23年4月、平成24年4月、平成25年4月の「学習指導要領全面実施」について、新指導要領がすでに告示まで終わっているの旧指導要領の実施の記載は不要ではないでしょうか。（あるいは、新指導要領の全面実施予定時期を追加するか。）	文章修正等	<p>P1～P3の「2 経緯」では、子ども読書活動をめぐる国及び本県のこれまでの主な動向を記載しております。学習指導要領の改訂については、校種ごとに告示された年度や実施時期が違ふことから、それぞれを記載することとしたものです。新学習指導要領については、現在、全ての校種が告示されていますが、幼稚園を除く各校種は今後順次実施される予定であることから、いただいた御意見を踏まえ、実施予定時期を以下のとおり追記することとします。</p> <p>「平成29年3月」の欄に「※小学校は令和2年4月から、中学校は令和3年4月から全面実施（予定）」</p> <p>「平成29年4月」の欄に「※小学部は令和2年4月から、中学部は令和3年4月から全面実施（予定）」</p> <p>「平成30年3月」の欄に「※令和4年4月から年次進行で実施（予定）」</p> <p>「平成31年2月」の欄に「※令和4年4月から年次進行で実施（予定）」</p>

「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」（案）に係るパブリック・コメントにおいて提出された意見等

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
第2章 本県における取組と課題	3	<p>P5〔指針2-2〕の枠外 他の表現に合わせ、語尾に目標値に対する評価結果の追加をお願いします。</p> <p>現行：～5.0ポイント減っています。 変更案：～5.0ポイント減っており、令和元年度の目標値を下回っています。</p>	文章修正等	<p>いただいた御意見を踏まえ、P5〔指針2-2〕の枠外の標記を他の表現と統一し、以下のとおり追記することとします。</p> <p>ポランティアと連携している公立図書館等は、平成25年度の72.5%（29市町村）に比べ、平成29年度は67.5%（27市町村）と5.0ポイント減っており、令和元年度の目標値を下回っています。</p> <p>同様に、P4〔指針1-1〕、P4〔指針1-2〕、P5〔指針2-1〕、P7〔指針3-1〕のそれぞれの枠外の文章にある「<u>目標値</u>」という記載を「<u>令和元年度の目標値</u>」に統一することとします。</p>
第2章 本県における取組と課題	4	<p>P12（2）第1段落 「子ども読書活動を推進するためには、～乳幼児期からの家庭における読書活動が重要です。」とあり、読書活動推進に読書活動が重要という、鶏と卵のどちらが先かの状態となっています。 また、第三次計画では「～乳幼児期から家庭において豊かな読書環境に恵まれている～」になってまいりましたので、以下のようにはいかがでしょうか。</p> <p>現行：～乳幼児期からの家庭における読書活動が重要です。 変更案：～乳幼児期からの家庭における読書環境が重要です。</p>	文章修正等	<p>P12（2）第1段落は、子どもの発達段階に視点を置いて「子どもの読書活動を推進するためには、乳幼児期からの家庭における読書活動が重要である。」という考えで記載したものです。御意見のとおり記述の一部が重複して分かりにくいことから、以下のとおり修正することとします。</p> <p>（2）乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透 子ども読書活動を推進するためには、子どもの心の成長を促すよう乳幼児期のスキミングや遊びを通じた親子関係を作る取組や、<u>乳幼児期から家庭において読書に対する興味や関心を引き出すような取組が重要です。</u></p>

# 西北地区統合校開設準備委員会報告書

令和2年1月23日

西北地区統合校開設準備委員会

令和2年1月23日

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿 殿

西北地区統合校開設準備委員会  
委員長 佐井 憲男

西北地区統合校開設準備委員会の協議内容について（報告）

本開設準備委員会で、これまで協議した内容を次のように取りまとめましたので報告します。

## 1 西北地区統合校開設準備委員会の設置趣旨及び協議について

西北地区統合校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）は、平成29年7月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、令和3年度に県立金木高等学校、県立板柳高等学校、県立鶴田高等学校及び県立五所川原工業高等学校の統合による西北地区統合校の開設に必要な準備を進めるため、4校の校長、学校関係団体の代表者等を委員として設置されたものです。

以下は、開設準備委員会で協議を行った内容ですので、県教育委員会におかれては、今後この報告書を踏まえ、西北地区統合校の開設に向けた検討を行っていただくことを望みます。

## 2 開設準備委員会における協議事項及び協議結果について

協議事項	協議結果
校名	<div data-bbox="395 840 1445 1025" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> <small>ごしょがわらみなみ</small> <small>つがるちゅうおう</small> <small>ごしょがわらこうか</small>  <b>「五所川原南高等学校」、「津軽中央高等学校」、「五所川原工科高等学校」、「五所川原実業高等学校」及び「五所川原志学館高等学校」の5案を開設準備委員会の校名案とする。</b> </p> </div> <p>(1) <small>ごしょがわらみなみ</small> <b>五所川原南高等学校</b></p> <div data-bbox="432 1120 1445 1574" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>提案理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで校名には原則として所在地の地名を冠してきたこと、統合校が五所川原市の南方に位置すること、五所川原市内には五所川原南小学校もあり校名として広く親しまれていることを考え提案した。また、短くてシンプルな校名の方が将来的にも飽きがないと考え「五所川原南高等学校」とした。</li> <li>○ 普通科と工業科を含む新設校ということから、今までの「工業」を冠した校名は、違和感を持つ人もいると思われる。校名に関しては、地理的状況から判断すると五所川原の南に位置することから、「五所川原南高等学校」がふさわしいと考える。</li> </ul> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 位置に着目するというのであれば、五所川原市の南にある学校ということで、「五所川原南高等学校」を支持する。</li> <li>○ どこに所在するのかということがシンプルに分かりやすい。</li> <li>○ 本県の県立学校の校名は高校が立地する場所の地名や方角が付いており、近隣では弘前南高校や青森南高校がある。これらの地域の中学生は、この校名に非常に親しんでいると考えられ、西北地区の中学生にも同様に親しんでもらえると思う。</li> <li>○ シンプルに、現在の五所川原工業高校が五所川原市の南の地域にあるということで、「五所川原南高等学校」が良い。住民にとっても分かりやすい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
	<p data-bbox="400 293 751 338">(2) 津軽中央<sup>つがるちゅうおう</sup>高等学校</p> <div data-bbox="432 344 1445 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="453 360 564 394"><b>提案理由</b></p> <p data-bbox="453 405 1422 483">○ 津軽地域の複数の市町に所在する高等学校の統合により新設されることを考慮して「津軽中央高等学校」とした。</p> </div> <p data-bbox="400 528 552 562">(主な意見)</p> <ul data-bbox="400 573 1445 1021" style="list-style-type: none"> <li>○ 統合校には西津軽郡の生徒も入学することを考慮すると、より大きな範囲で考えて、「津軽中央高等学校」が良い。津軽という地名は県外でも知られているので良い。</li> <li>○ 津軽という地名は、全国でも知られているので良い。</li> <li>○ 青森県、日本、世界を見据えたときには、津軽という地名はブランド化していると思う。このような観点から、津軽地域の中央にある高校ということで、「津軽中央高等学校」が良い。</li> <li>○ 津軽というと、弘前市や青森市だけでなく、東津軽郡も全て含まれるため、あまりに広大な感じもするが、様々考えると「津軽中央高等学校」が良い。</li> </ul> <p data-bbox="400 1111 799 1155">(3) 五所川原<sup>ごしょがわらこうか</sup>工科高等学校</p> <div data-bbox="432 1167 1445 1742" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="453 1182 564 1216"><b>提案理由</b></p> <p data-bbox="453 1227 1422 1305">○ 統合校は、普通科・機械科・電気科・電子機械科の4学科5学級の構成である。</p> <p data-bbox="453 1317 1422 1429">工業の各学科では、工業の見方・考え方を働かせて、ものづくりを通じて健全で持続的な地域や社会の発展を担う人財の育成に向けた教育活動が継続展開される。</p> <p data-bbox="453 1440 1422 1608">普通科は、文理類型にこだわらない科目履修ができるカリキュラムの編成と工業の各学科との連携によって、「科学」、「技術」、「工学」、「数学」の分野を関連付けながら学べる学科となることが期待できる。</p> <p data-bbox="453 1619 1422 1731">このことから、校名は、統合校の教育活動がイメージされやすいことも考慮して、地名の「五所川原」に「工科」を付した「五所川原工科高等学校」としたい。</p> </div> <p data-bbox="400 1794 552 1827">(主な意見)</p> <ul data-bbox="400 1839 1445 2096" style="list-style-type: none"> <li>○ 五所川原市内には、五所川原農林高校という学校もある。工業科がある五所川原工業高校に普通科が加わるということで、ふさわしいと考える。</li> <li>○ 「工」の字がついていて、5クラスのうち工業科が過半数を占めることが分かりやすい上に、工業科だけではないという印象が少し強いということで、「五所川原工科高等学校」を推薦する。</li> </ul>

協議事項	協議結果
	<p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者等にとって、統合校は工業科が中心だということを分かりやすくする必要はある。統合校では、工業のイメージを出す必要がありつつも吸収統合ではないことを考慮すると、「五所川原工科高等学校」が良い。</li> <li>○ 今回の統合により、4校が同時に閉校することとなっており、閉校前に統合校が開校することとなっているので、ここは「五所川原工科高等学校」という校名で収めて、五所川原工業高校で培ってきた就職等の進路希望を達成する様々なノウハウを引き継いでいけば良い。</li> <li>○ 「工」が入っている「五所川原工科高等学校」を選ばせていただく。</li> <li>○ 「工」という字を付すことで、今までの企業等とのつながりを再構築できれば良いという思いから「五所川原工科高等学校」を支持したい。</li> </ul> <p>(4) <small>ごしよがわらじつぎょう</small>五所川原実業高等学校</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>提案理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 五所川原市に設立する統合校ということで、「五所川原」を冠する。工業科と普通科を設置するという意味合いでそれらを併せ持つ「実業」を付す。なお、「実業」には専門学科のみというイメージがあるが、全国的に見れば進学等に力を入れている普通科のある学校もある（早稲田実業高校、鹿児島実業高校等）。また、第1期実施計画の西北地区統合校における教育活動に記されている、「普通科においては、金木高校、板柳高校、鶴田高校における特色ある教育活動を引き継ぎ、国際理解、地域ビジネス、生活産業に関する教育に取り組む」という点からも「実業」はふさわしいと考える。更には「実業」を付すことで、将来的に学科・コースの柔軟な変更も可能となる（例えばビジネス学科・コース、スポーツ学科・コース等）と考える。</li> </ul> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統合にふさわしい校名は、工業科と普通科を勘案した実業である。また、実業高校は、一般的に部活動にも力を入れているイメージがあり、今後の学科の方向性を見据え、様々な広がりに対応できる校名である。</li> <li>○ 県民等への意見募集結果にもあるとおり、将来の学校の方向性に対し、全てにおいて柔軟に対応できる校名だと思う。</li> <li>○ 実業が新しい学校のスタートに一番ふさわしい。</li> </ul>



協議事項	協議結果
	<p data-bbox="400 286 831 338">(5) <sup>ごしよがわらしがくかん</sup>五所川原志学館高等学校</p> <div data-bbox="432 367 1445 741" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="453 383 564 414"><b>提案理由</b></p> <p data-bbox="453 427 1426 719">○ 今までの校名にとらわれることなく、4校統合をまっさらな気持ちで考えたい。「志学」は論語に出てくる言葉であり、新しい学校に集う生徒が、それぞれに志を立て、自分の目標を目指し、真摯に学びに取り組んでほしいと考えた。「館」を付けたのは、4校が1つの屋根の下に集い、目標に向かって学びに取り組んでほしいと考えたことによる。また、県内には「館」の付く高校がなく、音の響きも新鮮であることから、新設校にふさわしいと考えた。</p> </div> <p data-bbox="400 786 552 817">(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="411 837 1445 1039">○ 子どもたちにとって、「志」や「学ぶ」という文字が校名に付されていると夢があるような感じがするし、地名も入っている。志学館というと私立学校にも同様の校名があるが、五所川原志学館というのは響きが良い。また、校訓等にも引用できるような印象があるため、推薦したい。</li> <li data-bbox="411 1061 1445 1137">○ 県立高校ではあまり聞かない名前ではあるが、「志」という文字が付されており、選ぶとすれば「五所川原志学館高等学校」としたい。</li> <li data-bbox="411 1160 1445 1279">○ 子どもたちには様々な将来的な夢や思いがあるだろう。それは工業分野や商業分野であったり、あるいは普通科からは看護、医療、福祉の分野にも広がっていく。生徒それぞれの志があれば良いと思っている。</li> </ul>

協議事項	協議結果
<p>目指す 人財像</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>第1期実施計画で掲げる「社会の一員として地域づくりに意欲的に参画する人財」、「多様な価値観や立場を理解し、多くの人々と協働しながら地域を支える人財」、「ビジネスの基礎を身に付け、地域経済の発展に貢献する人財」、「生活の質の向上に関する知識を身に付け、地域の発展に貢献する人財」、「高度な工業技術を身に付け、付加価値の高い創造的な製品を開発するなど地域産業を支える人財」の5点を基本としつつ、今後、委員それぞれの意見を踏まえて検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統合校の普通科においては、統合対象校の各地域の活動を取り入れながら、工業や情報の知識を持った国際的にも活躍できるビジネスマンを輩出してほしい。</li> <li>○ 実社会に順応し地域に貢献できる人財を育成することが最も重要である。</li> <li>○ 統合校には工業科と普通科が併設されるため、IT技術をベースに全国や世界で活躍する人財とともに、地域を大切に、地域に根ざし起業する人財を育てるような教育も必要である。</li> <li>○ 委員の方々からあった意見については既に第1期実施計画に記載されているように思うことから、この基本的な部分を逸脱しないように進められると良い。</li> <li>○ 自らのキャリアをデザインできる力の育成や地元へ愛着を持ってもらう教育を実践することで、グローバルに活躍するリーダーを育成してほしい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
<p>学校像</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>委員それぞれの意見を踏まえて、より魅力ある学校づくりに向けて検討を進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統合校に設置される普通科の教育活動に、現在、統合対象校の各地域で行われている活動を教育資源として活用してほしい。普通科と工業科が併置されるため、普通科の教育活動に工業科の要素も取り入れていけると良い。</li> <li>○ 大学進学等を希望する生徒のための進学指導体制を整備できると良い。</li> <li>○ 工業科と普通科が併設されている良さを打ち出すことで保護者や子どもに選ばれる学校になるのではないか。このため、統合校の目指す学校像や特色は今までにない斬新なものを打ち出すことが必要である。</li> <li>○ 統合校の普通科でなければできない新たな取組によって、子どもたちに夢を与えられるようになってほしい。</li> <li>○ 国の有識者会議でも、地域の在り方がかなりクローズアップされているため、今後、国の提言等の動向を注視しながら、統合校において、地域との関わりという点でどのようなカラーを出していけるか具体的に検討していかなければいけない。</li> <li>○ 地域から学校がなくなることで、地域が衰退することを危惧しているため、統合校では地域活性化や地方創生等の観点も取り入れて取り組めると良い。</li> <li>○ いかに普通科と工業科を融合させるかという点や、中学生にとって統合校に入学して良かったと思える学校づくりに知恵を絞っていかなければいけない。</li> <li>○ 工業科と普通科がバラバラではなく、一つの学校の職員として協力し合っていく必要があり、統合校のスタートが重要である。</li> <li>○ 資格取得や進学指導など、2つの学科の良いところをお互いに吸収して特徴ある工業科及び普通科にしてほしい。</li> <li>○ 地域活動に参画させることによって、地元に対する理解を深め、生徒が地元に着住するように図ってほしい。</li> <li>○ 普通科の生徒が疎外感を持つことのないように配慮した施設整備をお願いしたい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
校訓及び 学校標語	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>統合対象校の4校のものを参考にしながら、新たに制定する方向で検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 五所川原工業高校には校訓がないため、新しいものを制定して良い。その際の決め方も様々あると思うが、例えば、「誠実」という言葉は、五所川原工業高校の校歌に「まこと」で入っており、他の3校の校訓となっている。このような擦り合わせをすれば決められる。</li> <li>○ 校訓については、五所川原工業高校も統合になるため、共通しているものは生かしつつ、新たに制定すれば良い</li> <li>○ 校訓はいらないと思う。学校標語のようなものがあれば良いのではないか。五所川原工業高校を校内見学した際、目に入ったのが「全校一体一大家族」という学校標語であった。企業等でも様々な倫理や道徳を掲げているが、様々なフォーラムに出席すると、利他の心、思いやり、人のために尽くすといったものをテーマにしているものが非常に多い。このようなことは、統合校においても一番大事なことである。</li> <li>○ 校訓をワーキンググループや開設準備室で検討するのであれば、学校標語も併せて検討する方向で進めた方が良い。</li> </ul>

協議事項	協議結果
校章	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>「新たに校章を制定すること」または、「五所川原工業高校の校章を引き継ぐこと」の2案が考えられる。          なお、新たに校章を制定する場合は、公募またはデザイナー等への委託により制定する方向で検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校章だけは五所川原工業高校のものから変えないでいただきたい。例えば令和3年度のとき、五所川原工業高校の2年生、3年生が在籍しており、その生徒たちは現在の校章を付けて様々な場面に出ていく。このような中で、校章が2つあるのは違和感がある。五所川原工業高校の2年生、3年生が在籍している間の校章の取扱い等々についても考えていただきたい。</li> <li>○ 校章は五所川原工業高校のものを引き継いでも良い。校章に関しては、五所川原工業高校が大事にしてきた理念があるということが分かった。校章はこのままで良いと思っているが、統合に際しての理念を付け加えていただければありがたい。</li> </ul>

(主な意見)

- 五所川原工業高校の校章は、球の上に「工」の字を置き、その上に高校の「高」を組み合わせたものである。ドイツのフレーベルという教育学者が「人間の教育」という著書において、球体の法則について、多様性を持った者同士であっても、最終的には一つにまとまっていくと主張している。このような意味で統合対象校の4校の思いが一つにまとまり、既存の校章にある丸みを帯びた球として引き継いでいくという方向でも良いのではないか。そして、工業を意味する「工」の字は、解釈を別にして学問と捉え、普通科で学ぶ学問、工業科で学ぶ技術、これらの厳しさや鋭さと解釈をすれば、これはまさしく統合校の象徴として十分ふさわしく、入学してくる生徒や学校関係者が誇れる校章である。
- 五所川原工業高校の校章は、どう見ても工業の「工」に見えるが、委員会で絞り込んだ校名案候補の5つの中から、例えば「五所川原工科高等学校」が選ばれたとすれば校章はこのままで良い。一方で、別の校名になった場合、校名に「工」は入らないので、一新した方が良い。
- 統合対象校4校が断腸の思いで閉校するものであり、どの学校にも歴史があり校章がある。統合校のスタートをスムーズにするには、校章も変えるべきである。
- 新たに制定すべきである。制定に当たっては、ただ単にデザイナーに任せるのではなく、統合対象校4校に共通する岩木山と岩木川をデザインに加えながら制定すれば良いと思っていた。今回、五所川原工業高校の校章制定に至った理念等も伺ったため、岩木山、岩木川や、球体という理念を取り入れながら、新しく制定してはどうか。
- 校章のデザインに取り入れてほしい観点や視点を示すことで、委員の意見が活かされると思う。ただし、新しく制定するのであれば、子どもたち自身が良いと思えるような、校章、校歌、制服であってほしい。
- 4校統合であり、校歌、制服と併せて、当然校章も変えるべきである。新しい学校になるため、校名だけでなく校章も変わっていくのが当然ではないか。
- 校歌、制服、校章については、新設校だから新たに制定するのが一番良いのではないか。既存の校章を使うという意見を尊重しつつも、統合校であるから新たな校章を望みたい。
- 統合校の生徒の校章は新しいもの、五所川原工業高校の2年生、3年生は既存のものとしても、それほど違和感はないと思う。校章については、各校の思いを汲み取れるようなデザインをデザイナーに委託した方が良い。校章だけは残し、それ以外は変えるというのは、逆に不自然である。統合校では工業科の学級数が多いことを考慮しながら新たなデザインで校章を制定すれば良い。
- 5つの校名案候補があるが、その校名にふさわしい校章にすべきと考える。

協議事項	協議結果
校 歌	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">新たな校歌を制定する方向で検討を進めてもらいたい。なお、制定方法については、公募または学校関係者により制作する方向で検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校歌を変えた方が良い。式典等の行事を考えると、校章よりも校歌が一番影響あると思うが、統合してから数年間は行事によって使い分けをし、統合から2、3年経過すれば不自然さは解消される。</li> <li>○ 校歌については、校名が変わるのであれば変わって当然だと思う。</li> <li>○ 4校の高校を1つに統合するためには、やはり校章や校歌、制服は新しくせざるを得ない。</li> <li>○ 校歌や制服は、既存のものではなく全く新しい方向で考え、新たなスタートができれば良い。</li> </ul>

協議事項	協議結果
制 服	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">これからの時代に合わせた機能的で使いやすい新たな制服を制定する方向で検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制服を変えた方が良い。中学校でも制服を変更した場合、1年生は新しい制服、2、3年生は既存の制服を着用することはある。</li> <li>○ 統合校の新入生は、制服等を一新することで気持ちを一新し、自分たちが歴史や伝統を築いていくという気概を持って教育活動に取り組んでもらい、そして、同時に在籍する先輩たちは五所川原工業高校の生徒として、統合校の生徒と接して切磋琢磨していくことが望まれる。</li> <li>○ 制服は五所川原工業高校のものを引き継いでも良い。経済的に困っている保護者の方もいる中で、制服を一新してしまうと、多くの家庭では制服のスペアも用意したいと思うが、その際に兄弟や卒業生から譲り受けるということができなくなる。</li> <li>○ L G B T (性的少数者) の生徒等への対応を考慮した機能的な制服を検討する必要がある。男子用、女子用の制服といった固定した考え方ではなく柔軟性を持って対応できるよう制服の機能を検討していくことも必要である。</li> </ul>

協議事項	協議結果
<p>特色ある教育活動</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>4校がこれまで行ってきた特色ある教育活動を引き継ぎながら、より充実した教育活動を展開できるよう、委員それぞれの意見を総合的に勘案しながら検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金木高校では、総合的な探究の時間において、地元NPO法人等と連携し「郷土を知り、深め、広める活動」を行っており、統合校に取り入れることも考えられる。また、地域に貢献するボランティア活動を通して、地域を知り、起業する力を身に付けさせたいと考え取り組んでいる。このような活動を引き継げると良い。</li> <li>○ 板柳高校では、小・中学校との交流活動を行っており、小学生のキャリア教育や異校種の交流をしている。新設校として統合校が開校することとなるが、小・中学生に対するPRという面からも、このような活動を引き継げると良い。</li> <li>○ 鶴田高校では、ALTや国際交流員と行う1泊2日英語合宿や、英語のスピーチ等を実施するEnglish dayの取組を行っており、統合校に引き継いでもらいたい。米国フットリバー市と鶴田町との交流で培われてきた信頼関係に基づく協力を得て、海外研修旅行において毎年ホームステイを実施できており、これまで築いた関係性は引き継いで良い財産である。また、鶴高の恩返しプロジェクトのように、各地域における名所や特産品をアピールできるような活動を統合校でも取り組んでいけると良い。</li> <li>○ 五所川原工業高校における工業教育は、統合校に設置される機械科、電子機械科、電気科において、引き続き取り組んでいくものと考えられる。また、各学科共通の資格等については、普通科生徒による取得も視野に入れられると考えられる。五所川原工業高校と協定を交わしている東北職業能力開発大学校青森校との連携を深めていくことが生徒のキャリア形成のプラスになると考えられる。異校種交流学习、体験入学、学校公開、地域イベントやボランティア活動への参加は、統合校に引き継いでいければ良い。</li> <li>○ 各校では地元の祭りに参加している。このような地域への貢献についても考慮してもらえると良い。</li> <li>○ 統合校における工業科と普通科という学科構成を踏まえると、統合後は工業以外の医薬理工系大学との連携も視野に入れるなど、高大連携の可能性が広がると考えられる。</li> <li>○ この地域において人口減少問題は地域衰退に直結する大問題である。高校卒業後、地域に根ざし貢献できる人財を育てられるような教育が必要だと考える。金木高校、板柳高校及び鶴田高校では歴史ある教育活動を行っているので、是非活用して地域を盛り上げてほしい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
	<p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域を担っていく価値のある人財を育成するため、生徒が興味を示し関心を持てるようなカリキュラムを設定してはどうか。例えば普通科の生徒が選択できるように「国際理解」や「国際観光」、「福祉」、「情報」を取り入れてはどうか。</li> <li>○ 道徳教育は非常に重要であり、道徳教育に関する時間の設定も検討してほしい。</li> <li>○ 今後の人財育成に当たっては、ロータリークラブやライオンズクラブ等の外部団体による国際交流等の活動も活用すべきである。</li> </ul>

協議事項	協議結果
<p>普通科と工業科の連携</p>	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">統合校において普通科と工業科の連携した取組が活発に行われるよう、委員それぞれの意見を踏まえて、具体的な検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普通科、工業科にかかわらず居住地域によりグループ分けをし、自身の居住地域について理解を深め発信するような取組を1年次の総合的な探究の時間に行ってはどうか。</li> <li>○ 資格取得や進学講習等における連携が考えられる。</li> <li>○ 総合的な探究の時間若しくは文化祭等の学校行事の際、例えば、工業科の生徒がアクセサリーを製作し、それを普通科の生徒がパッケージデザインや販売等のマーケティングを行ったり、インターネットを通して情報発信したりするような連携ができないか。</li> <li>○ 統合校では、普通科の生徒が商業に関する資格取得を目指すだけでなく、工業科の科目も選択できるような教育課程を編成してはどうか。</li> <li>○ 各地域の活動に普通科と工業科の生徒が手を取り合って取り組むことで、普通科の生徒だけではできない工業科の生徒によるものづくり等を含めた地域貢献が可能になるのではないか。</li> <li>○ 普通科における探究型学習への取組であるが、工業科の課題研究をベースにしつつ、伝統文化の継承、国際交流、地域課題の解決等をテーマにした探究型学習のプログラムを開発する必要がある。</li> <li>○ これからの時代を生き抜いていける人財を育むということを念頭に、文理類型にこだわらない科目履修ができるカリキュラムの編成は理想的である。</li> </ul>



協議事項	協議結果
	<p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工業科と普通科の連携によるメリットを最大限に生かした教育活動については、単に科学技術やIT技術に長けた人財を育てるという視点でなく、しっかりとした学力を身に付けさせ、広く深い思考ができる人財を育成するという視点が重要である。</li> <li>○ 普通科と工業科との間で連携しながら、双方の学科において専門的な学習に取り組めると良い。</li> </ul>

協議事項	協議結果
<p>部活動</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">部活動の設置数が多い五所川原工業高校を基本としつつ、女子生徒の活動の場の確保や生徒のニーズも踏まえながら、統合対象校で行われてきた特色ある部活動を生かしていくという観点で検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 五所川原工業高校に設置されている部活動が基本となることは理解できる。ただし、普通科が設置されることで、現在の五所川原工業高校よりも女子生徒が増えることが予想されるため、女子生徒の活動の場を是非検討してほしい。</li> <li>○ 現在、金木高校の三味線部員は少ないが、統合校において生徒のニーズがあれば三味線部の設置も検討してほしい。</li> <li>○ 統合校が開校する令和3年度と令和4年度の2年間は、五所川原工業高校の生徒と統合校の生徒が1つの校舎に共存することを踏まえながら、部活動の在り方等を検討していく必要があり、検討課題として開設準備室に引き継いでいくことになる。</li> <li>○ 部活動については、生徒の関心が高い部分である。したがって統合の対象となる4校の生徒からアンケートを取るのも1つの方法ではないか。また、指導者の確保も十分検討する必要があるのではないか。</li> <li>○ 各校の運動部や文化部には多くの歴史や実績がある。統合後も残せる部活動は継続し、生徒たちの活躍の場を広げていけば良い。</li> </ul>

協議事項	協議結果
統合対象校間の連携	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">統合前であっても4校の生徒が文化祭等を通して交流するほか、教育課程編成に向けた課題の整理等の統合準備が円滑に進むよう、必要に応じて4校の教員によるワーキンググループを設置するなど、連携を深めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統合対象校の募集停止により、今後、在籍生徒が更に減少していくため、統合対象校間における合同チームの編成等の連携が必要になってくる。部活動における合同チームの編成は早急に検討すべき課題である。</li> <li>○ 各統合対象校間で生徒が交流し互いの学校を理解したり、自身の学校を紹介したりする場があっても良い。ただし、自校の教育活動で忙しいことや在籍生徒が減少していくことを踏まえ、無理のない範囲で活動できると良い。具体的には、統合対象校の文化祭を各校の生徒が見学し、互いの学校を紹介し理解するような活動ができると良い。</li> <li>○ 統合対象校が閉校となるまでの期間は限られているものの、今後、統合校の開校という観点だけではなく、統合対象校の閉校もイメージしながら、協議していく必要がある。</li> <li>○ 必要に応じて、教育課程の検討等について、その都度ワーキンググループを立ち上げるなどして詳細に検討していかなければならない。</li> <li>○ 統合する4校には、各校色々な引き継ぎたい特色があるので、可能な限り継続していければ良い。開設準備委員会以外に、4校のみでの会議なども必要なのではないか。</li> <li>○ 生徒・教員の移動について、時間の確保と予算的な支援も求められる。</li> <li>○ 統合校同士、今からでも一緒に活動する機会があっても良いのではないか。</li> </ul>

協議事項	協議結果
統合対象校の記念物品の展示	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>統合対象校が所在する各市町における展示を視野に入れつつ、展示内容等について、更に検討を進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 五所川原工業高校の校舎は改築されたため、現在、空き教室等はない状態である。統合を見据え普通科の教室棟の改修計画も進んでいるが、統合対象校4校分の記念物品の量を考えると、展示できるような適当な場所が見つからないのが現状であり、更なる検討が必要である。</li> <li>○ 各校の記念物品の量はかなり多く、統合校への収納は厳しいものがある。また、同窓生等のことも考えると、例えば記念物品の一部を地元施設を間借りして展示するという方法は考えられないか。</li> <li>○ 統合対象校の校舎が残るのであれば、その一角を記念物品の展示に使用することもできるだろう。各学校にある記念物品を全て五所川原工業高校の校舎に展示するのは当然無理であり、各学校でも統合校に展示してほしい物品を精査する必要がある。</li> <li>○ それぞれの地区で展示できるよう方向性を出してもらいたい(各地区で対応がバラバラにならない方がよい)。</li> <li>○ 板柳高校は創立80年余になる歴史のある高校である。記念物品を板柳町に残してこそ、町民にとっても、同窓生にとっても価値がある。高校がなくなり、私たちの宝物まで町外に持ち出されるのは正直寂しく、町民にとっても抵抗があると思う。 展示する場所は決まっていないが、「今後の本校の跡地の活用」とも関連してくると思うので、少しでも早めに方向性を示してほしい。</li> <li>○ 金木高校は旧金木町の高校であり、地元である金木地区に記念物品を展示することが優先されるべきだろう。大切なことは金木高校のPTAや同窓生等の思いを聞きながら記念物品の展示について検討を進めることである。</li> <li>○ 鶴田町としては、旧水元小学校の校舎を活用した歴史文化伝承館内の教室の半分程度のスペースであれば展示が可能である。ただ、記念物品の量がどのぐらいになるか分からないので、今後協議が必要であると考えている。</li> <li>○ 板柳高校卒業生は板柳町に多くいる。卒業生の板柳高校に対する思いは大変熱いものがあり、そのことを考えると板柳高校の記念物品を簡単には廃棄はできないだろう。基本的には記念物品を保存したいと考えているが、展示する施設を確保できるのか、施設を確保できたとして記念物品を収納できるだけのスペースが果たしてあるのか、あるいは展示場所を設けるとすれば、財政的なことを考慮する必要があると考えている。</li> </ul>

協議事項	協議結果
統合対象校の事務の引継ぎ	<div data-bbox="400 275 1449 389" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>統合対象校、統合校及び県教育委員会が連携を図りながら、事務手続を進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <p>○ 各校では、指導要録を過去20年分保存しており、文書は保存年限に応じて10年以上保存されているものもある。記念物品と併せて、それらの文書が統合校の校舎に搬入されることとなる。金庫を新たに置く場所の確保等が厳しいため、各校の文書量がどの程度になるのか、金庫はいくつ必要になるのかといった点について、文書を実際に移すまでに検討していく必要がある。</p> <div data-bbox="384 797 1449 1789" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【参考：事務の引継方針】</b></p> <p>1 各種証明書の発行について            金木高校、板柳高校、鶴田高校及び五所川原工業高校の卒業生に対する卒業証明書や成績証明書等の各種証明書の発行については、西北地区統合校がその事務を引き継ぐ。            なお、これまでの例にならい、4校の閉校後、令和5年度（2023年度）から県教育委員会ホームページに4校の卒業生向けのページを作成し、各種証明書の発行等に係る案内を掲載する。</p> <p>2 教育実習生の受入れについて            金木高校、板柳高校、鶴田高校及び五所川原工業高校の教育実習生については、西北地区統合校において受け入れることとする。            なお、教育実習生の希望者が多数となるなど、西北地区統合校での受入れが困難となる場合には、県教育委員会から他の県立高等学校長へ受入れを要請する。</p> <p>3 指導要録等の引継ぎについて            指導要録、沿革に係る資料の保存・管理等については、西北地区統合校が引き継ぐ。            その他物品の移動に関する事などについては、閉校までに統合対象校、西北地区統合校及び県教育委員会において十分情報を共有し対応することとする。</p> </div>

### 3 各委員からの要望・意見等について（その他）

- 金木地区の活性化のために、閉校後に校舎の扱いをどうするか決めるのではなく、閉校前から議論を進めてほしい。

## 附 属 資 料

- 1 西北地区統合校開設準備委員会設置要綱
- 2 西北地区統合校開設準備委員会委員名簿
- 3 西北地区統合校開設準備委員会オブザーバー名簿
- 4 西北地区統合校開設準備委員会の協議経過
- 5 西北地区統合校校名案候補意見募集の結果

## 1 西北地区統合校開設準備委員会設置要綱

### (設置)

第1 青森県立金木高等学校、青森県立板柳高等学校、青森県立鶴田高等学校及び青森県立五所川原工業高等学校（以下「関係校」と総称する。）の統合による西北地区統合校（以下「統合校」という。）の開設に必要な準備を進めるため、西北地区統合校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 開設準備委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 統合校の名称、教育活動及び目指す人財像に関する事。
- (2) その他統合校の開設準備に関する事。

### (組織)

第3 開設準備委員会は、委員及びオブザーバーで組織する。

2 委員は、別記1に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

3 オブザーバーは、別記2に掲げる者をもって構成する。

4 オブザーバーは、開設準備委員会の会議に出席し、委員の求めに応じて情報提供するものとする。

5 第5第1項に規定する委員長は、開設準備委員会の会議に必要な資料作成等を行うため、必要に応じて、関係校の教職員で組織する作業部会を設置することができる。

### (任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日から平成32（2020）年3月31日までとする。

### (委員長等)

第5 開設準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、開設準備委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6 開設準備委員会の会議は、委員長が招集する。

### (庶務)

第7 開設準備委員会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室及び関係校において処理する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、開設準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される開設準備委員会の会議は、第6の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## 別記1

### 開設準備委員会委員

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 関係校の校長の職にある者</li><li>2 関係校のPTA、同窓会、後援会等のうち各校の校長が推薦した者</li><li>3 五所川原市、板柳町及び鶴田町教育委員会教育長の職にある者</li><li>4 地域の学校教育関係者として学識経験を有し、教育長が特に必要と認める者</li></ol> |
|---|

## 別記2

### 開設準備委員会オブザーバー

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 関係校の教頭及び事務長の職にある者</li><li>2 関係校の教職員で校長が特に必要と認める者</li></ol> |
|--|



## 2 西北地区統合校開設準備委員会委員名簿

(敬称略)

所 属 等	委 員 名	備 考
県立金木高等学校 校長	福 原 直 樹	
県立板柳高等学校 校長	平 川 昌 史	
県立鶴田高等学校 校長	隅 田 佳 文	
県立五所川原工業高等学校 校長	幸 山 勉	副委員長
県立金木高等学校後援会 会長	尾 野 勝	
県立板柳高等学校後援会 理事長	成 田 正 義	
県立鶴田高等学校 P T A 会長	藤 田 重 彦	
県立五所川原工業高等学校後援会 理事長	阿 部 広 悦	
五所川原市教育委員会 教育長	長 尾 孝 紀	
板柳町教育委員会 教育長	永 澤 正 己	
鶴田町教育委員会 教育長	中 野 雄 臣	
元県立五所川原高等学校 校長	佐 井 憲 男	委員長

## 3 西北地区統合校開設準備委員会オブザーバー名簿

(敬称略)

所 属 等	オブザーバー名	備 考
県立金木高等学校 教頭	加 藤 聖 子	
県立金木高等学校 事務長	佐 藤 泉	
県立金木高等学校 教務主任	今 讓	
県立板柳高等学校 教頭	中 畑 要	
県立板柳高等学校 事務長	山 本 美千代	
県立板柳高等学校 教務主任	東 海 賢 治	
県立鶴田高等学校 教頭	川 嶋 幹 二	
県立鶴田高等学校 事務長	外 崎 和 子	
県立鶴田高等学校 教務主任	山 内 拓 雄	
県立五所川原工業高等学校 教頭	津 島 節	
県立五所川原工業高等学校 事務長	橘 壽 雄	
県立五所川原工業高等学校 教務主任	工 藤 和 樹	
県立五所川原工業高等学校 情報技術科主任	成 田 秀 造	

#### 4 西北地区統合校開設準備委員会の協議経過

回	年 月 日	内 容
1	令和元年 5月28日	○目指す人財像について ○学校像について ○校名案の決定方法について
2	令和元年 7月22日	○校名案の方向性について ○特色ある教育活動の方向性について ○普通科と工業科の連携の方向性について ○部活動の方向性について ○統合対象校間の連携の方向性について
3	令和元年10月 8日	○校名案の方向性について ○校訓・校章・校歌・制服の方向性について ○統合対象校の記念物品の展示について ○統合対象校の事務の引継ぎについて
4	令和元年12月23日	○校章・校歌・制服の方向性について ○開設準備委員会報告書（案）について

#### 5 西北地区統合校校名案候補意見募集の結果

○意見募集期間

令和元年 8月 1日（木）から令和元年 8月 30日（金）まで（30日間）

○意見提出者数及び件数

意見提出者数 18人

校名案候補に対する意見 22件

その他校名案候補に関する意見 5件

# 上北地区統合校開設準備委員会報告書

令和2年1月21日

上北地区統合校開設準備委員会

令和2年1月21日

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿 殿

上北地区統合校開設準備委員会  
委員長 長谷川 光治

上北地区統合校開設準備委員会の協議内容について（報告）

本開設準備委員会で、これまで協議した内容を次のように取りまとめましたので報告します。

## 1 上北地区統合校開設準備委員会の設置趣旨及び協議について

上北地区統合校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）は、平成29年7月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、令和3年度の県立十和田西高等学校、県立六戸高等学校及び県立三本木農業高等学校の統合による上北地区統合校の開設に必要な準備を進めるため、関係校の校長、学校関係団体の代表者などを委員として設置されたものです。

以下は、開設準備委員会で協議を行った内容ですので、県教育委員会におかれては、今後この報告書を踏まえ、上北地区統合校の開設に向けた検討を行っていただくことを望みます。

## 2 開設準備委員会における協議事項及び協議結果について

協議事項	協議結果
校名	<div data-bbox="397 745 1444 952" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「<small>さんほんぎ</small>三本木アグリフロンティア高等学校」、<small>さんほんぎたくせい</small>「三本木拓生高等学校」、<small>さんほんぎのうぎょう</small>「三本木農業高等学校」、<small>さんほんぎのうぎょうけいたく</small>「三本木農業恵拓高等学校」の4案を開設準備委員会の校名案とする。</p> </div> <p>(1) <small>さんほんぎ</small>三本木アグリフロンティア高等学校</p> <div data-bbox="397 1093 1444 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>提案理由</b></p> <p>○ この地域は新渡戸伝翁の開拓から始まっている。十和田市・六戸町の小・中学校では、常に開拓魂を唱え、未来の地域創生を担う子どもたちを育てている。三本木農業高校・十和田西高校・六戸高校の校歌にはそれぞれ「拓き進むは我等が使命」（三農）、「恵みの大地拓きたる先人の啓示を旨として」（十西）、「みちのくの果て広き野を、世々に人びと開き来て」（六戸）とある。地名の「三本木」に、各校の校歌に共通するテーマとする「開拓・先進」を意味する「フロンティア」と「土地・農業」を意味する接頭語「アグリ」を添えた複合語として造語した。</p> </div> <p>(2) <small>さんほんぎたくせい</small>三本木拓生高等学校</p> <div data-bbox="397 1693 1444 1995" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>提案理由</b></p> <p>○ 歴史と伝統のある三本木農業高校の「三本木」を継承し、3校に共通する開拓精神から「拓」を、開拓の象徴である稲生川から「生」を用いるもの。稲生川は十和田西高校のある西側から取水し、三本木農業高校の前を通り、六戸高校のある東側まで大地を潤している。よって、統合校の校名にふさわしいと思う。</p> </div>

協議事項	協議結果
	<p data-bbox="400 297 783 349">(3) <sup>さんほんぎのうぎょう</sup>三本木農業高等学校</p> <div data-bbox="400 360 1442 1756" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="419 383 552 421"><b>提案理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="419 427 1422 633">○ 他に良い校名案がなく、また、現在の通称「三農」が県内外において広く浸透しており、校名を変更するメリットがあまりないように感じられるため、無理に校名を変更することもないと思う。統合校の「中身」の変更に重点を置き、校名は変更しないということも有りうるのではないか。</li> <li data-bbox="419 645 1422 763">○ 120年以上の歴史を考えると「三本木農業高校」が良い。三本木農業高校は青森県農学校から始まったことから、「農」の言葉は外すわけにはいかない。</li> <li data-bbox="419 775 1422 936">○ 十和田西高校、六戸高校、三本木農業高校をそれぞれ一本の木と見なし、それらが集まって「三本木」とするもの。これから入学する生徒には歴史、伝統、貫禄のある「三本木農業高校」がふさわしい。</li> <li data-bbox="419 947 1422 1238">○ 三本木農業高校は、伝統校であると同時に、現在もなお、上北地区内外から学校の特色に大きな期待を寄せて入学してくる生徒が多い。普通科の併設により「農業高校」という校名に違和感を覚える方もいるかと思うが、社会経済を支える即戦力に秀でた人財を育成するという観点から、普通科においても職業教育の特色を加味したカリキュラムを工夫すれば、普通科を有した農業高校として十分理解してもらえるものと考えます。</li> <li data-bbox="419 1249 1422 1507">○ 三本木農業高校は、高等学校教育改革推進計画第1期実施計画において、職業教育を主とする専門学科を持つ農業教育の拠点校となっていることから、農業の冠を外すことは得策でない。よって上北地区統合校は、普通科が設置されても、これまでの基本どおり地域名プラス専門学科の組み合わせによる「三本木農業高等学校」とした。</li> </ul> <p data-bbox="451 1518 1422 1738">なお、かつて三本木農業高校には農業関係学科のほかに、普通科や商業科を設置していた経緯があり、再び普通科を設置しても違和感がないこと。また、秋田県立男鹿海洋高校には普通科が、千葉県立銚子商業高校には海洋科が設置されている他県の例からも、校名は歴史や伝統、そして地域産業の背景を踏まえるべきと考えている。</p> </div>

協議事項	協議結果
	<p data-bbox="400 259 847 309">(4) <small>さんぼんぎのうぎょうけいたく</small>三本木農業恵拓高等学校</p> <div data-bbox="400 327 1442 658" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="419 344 552 383"><b>提案理由</b></p> <p data-bbox="419 392 1422 638">○ 3校に関わる地名として「三本木」が適当。農業教育を中心とした教育活動が展開されるであろうことから、「農業」はそのままであることが適当。伝統ある「三本木農業」「三農」の名を残しながら、3校の統合による新しい高校であることを考え「恵拓」を加えた。これは、六戸高校・十和田西高校の校歌に共通してある文字「恵」、3校に共通する開拓の精神から「拓」を用いたもの。</p> </div>

協議事項	協議結果
<p data-bbox="225 875 320 958">目指す 人財像</p>	<div data-bbox="400 875 1442 1122" style="border: 3px double black; padding: 10px;"> <p data-bbox="419 898 1422 1099">第1期実施計画で掲げる「社会の一員として地域づくりに意欲的に参画する人財」「地域資源の活用により創造的に取り組み、地域の発展に貢献する人財」「農産物の生産とその生産を支える環境、加工、流通、販売等について学び、地域産業を支える人財」の3点を基本としてもらいたい。</p> </div>

協議事項	協議結果
<p data-bbox="225 1341 320 1379">学校像</p>	<div data-bbox="400 1341 1442 1462" style="border: 3px double black; padding: 10px;"> <p data-bbox="419 1364 1422 1440">委員それぞれの意見を踏まえ、各校の特色ある教育活動の発展や施設整備などの検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p data-bbox="400 1496 552 1534">(主な意見)</p> <ul data-bbox="400 1543 1442 2036" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="400 1543 1442 1619">○ 統合される3校には、それぞれの伝統や良さがある。新しい学校でも良いところを引き継いでほしい。</li> <li data-bbox="400 1628 1442 1749">○ かつての農業は作ることが主であったが、今は売ることが作ることと同じく大事であるため、新しく学科を増やせないとしても観光の軸が出てくるような配慮ができないか。</li> <li data-bbox="400 1758 1442 2036">○ 最近では子どもの数が減ってきており、農業の後継者も不足している。そのような中、地域に残り自分たちの郷土として生きがいを感じるような教育を進めてほしい。 例えば、農業科の広大な農地と設備を活用し、自然を教材としながら、子どもたちの成長に役立てられないか。他の普通科では真似できない統合校特有の普通科にし、地域を自分たちで愛していく意気込みを持てるような学校像であってほしい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
	<p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光や農業の新しい時代を見据えると、チャレンジ精神、コミュニケーション力、郷土愛が求められると思う。今後は、ますます複雑な時代になるので、子どもたちの能力を最大限引き出せるような学校であってほしい。</li> <li>○ これから農業に従事する者は100%大学へ進学させることを目指し、統合校では大学進学とスポーツを大きな目玉にできれば良い。</li> <li>○ 統合校の施設設備については安全安心ももちろんだが、3校が統合され新しくなるので、各校の良さを施設的に生かせる学校にしてほしい。</li> <li>○ 農業科と普通科はカリキュラムなどが異なることから、同じ学年という集団意識を高めるため、農業科と普通科の生徒が同じ学年にもかかわらず、教室の配置が離れることのないようにしてほしい。</li> <li>○ 統合校が新たな学校に変わったというイメージを打ち出すには、学習内容だけでなく、施設・設備の面で一層の環境整備が必要である。</li> <li>○ 現在、女子寮は希望しても入寮できない生徒もいる状況にあるが、普通科の生徒にも農業実習などを体験させることで大きく成長することが期待できることから、寮の新設(改修)などにより、収容人数を増やし、農業科・普通科問わず、希望する生徒は入寮できる環境を作ってほしい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
<p>校 訓</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>新しい学校の教育目標に沿った新たな校訓を制定する方向で検討を進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校訓は新たに制定した方が良い。各校の校訓には、「自律」や「自主」など重複しているものもある。また、四字熟語で表している校訓も意味が似ているものもある。</li> <li>○ これまでの校訓にとらわれずに考えれば良い。新しい校名案候補として「拓生」や「恵拓」などがあるため、この「拓」と三本木農業高校の校訓でも用いている「協同」を組み合わせたような校訓ができないか。また、親子兄弟といった人間関係が希薄化している社会の現状を考えると、校訓にきずなや親子愛という観点を取り入れてはどうか。</li> <li>○ 統合校は学科が農業科と普通科になるので教育内容が若干変わることとなり、これから求められる人財も当然時代とともに変わってくるので、新しい校訓を制定した方が良いのではないか。</li> <li>○ 校訓は新しくした方が良い。自分の高校の校訓を一生思って生きていくことができるような分かりやすい校訓が良いのではないか。</li> </ul>



協議事項	協議結果
校章	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>三本木農業高校の校章をベースにデザインや解釈に修正を加える方向で検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の三本木農業高校の校章に、十和田西高校及び六戸高校の校章にもある「高」を配置したら3校に共通した校章になるのではないかな。</li> <li>○ 三本木農業高校の校章であるクローバーが3枚並ぶ形が3校の統合に合うと思ったので、従来の校章に新たな解釈を付け加えることで、十和田西高校と六戸高校の特色を加えることになるのではないかな。</li> <li>○ 三本木農業高校の校章のままでも特段問題は生じないとも思うが、統合校になるので、対外的なことも含めれば、この校章に変化を求めることも必要ではないかな。</li> <li>○ 三本木農業高校の校章に新たな解釈を付け加えるという考えはとてもすばらしい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
校歌	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>三本木農業高校、六戸高校、十和田西高校の校歌を残し斉唱する場面を検討しつつ、新たな校歌を制定することを含め検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青森県を代表する三本木農業高校に手を加えるわけにはいかないという思いが強いため、校歌を変えるべきではない。</li> <li>○ どの校歌もすばらしいが、校歌は新しいものにした方がよい。三本木農業高校で農業を学んでいる生徒にとっては、三本木農業高校の校歌で十分良いと思うが、普通科の生徒への配慮もあっても良いではないかな。校歌は新しくして、例えば最初の2年間は2つ歌うなどの対応は考えられないかな。</li> <li>○ まずは新しい校歌を作って、力強い三本木農業高校の校歌をどのような場で歌うのか新たに検討すれば良いのではないかな。</li> <li>○ 3校の校歌はいずれも捨てがたいので、これを存続させながら、今の生徒の音楽や言葉のセンスに合った新しい校歌を制定した方がよいのではないかな。3校の校歌について場面によって取扱いを決めていけばよい。新しい校歌を作る場合の制定方法は開設準備室で検討すればよい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
<p>制 服</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>男子の制服はブレザー、学生服のどちらにするか検討した上で既存の制服から変更するかどうか検討し、女子の制服は新たな制服を制作する方向で検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これから観光、農業に特化していくということであれば、ネクタイを締めていると観光客などへも案内しやすく、学生服より格好が良いと思う。十和田市内の高校の制服は大体似たような制服なので、特色を出すという点では、多少デザインが変わっても、十和田西高校のようなブレザー、ネクタイのスタイルが良いのではないかと。</li> <li>○ ネクタイにあまりこだわらない方が良いのではないかとと思うが、制服を新しくするか否かについても、こだわるつもりはない。</li> <li>○ 男子の制服は全国的にもブレザーか学生服であり、この場でどちらが良いか判断できないので、開設準備室で検討すれば良い。女子については、新たなデザインで進めていけば良い。また、3校の制服は制定当時の生地がそのまま使われているが、現在の夏服は、生地の素材が変わっているほか、デザインも変わってきているので、これらのことを踏まえ、現在の女子生徒にふさわしいような制服にしていくと良い。</li> <li>○ 男子の制服については、ブレザーと学生服のどちらが良いか分からない。女子生徒は制服が可愛い高校へ進学したいということもあるため、女子の制服については、新設校であり今までとは教育内容が変わることを示す意味でも、また、生地の効用の面からも新たに考える必要がある。例えば生徒から「どのような制服が良いか」といったアンケートを取り、それを踏まえデザイナー等に頼んで作っていただくかどうか。  ただし、制服については早く決めないと取扱店の対応が間に合わなくなると思うので、早めに準備を進めていただきたい。</li> <li>○ 男子の制服については、三本木農業高校は海外の高校との国際交流が進んでおり、統合校においても世界各地に出るという機会が多くなると思われる。国際的な視点からの活動を考えれば、ブレザー、ネクタイの方が良いのではないかと。</li> </ul>

協議事項	協議結果
特色ある教育活動	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">3校の特色ある教育活動を引き継ぎつつ充実した教育活動を展開できるよう、委員それぞれの意見を総合的に勘案しながら、具体的な検討を進めてもらいたい。</p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 十和田西高校観光科で取り組んでいる十和田奥入瀬文化観光認定ガイド養成講座や、奥入瀬エコロードツアーなどでのボランティアガイド、救命講習などの取組については、統合校の普通科に観光コースなどを設置することにより引き継げるものとする。</li> <li>○ また、十和田市秋祭りにおいて、十和田西高校の全校生徒が流し踊りに参加していることから、地域活性化のため統合校に引き継いでほしい。</li> <li>○ 十和田西高校の観光科の学びについて、単に観光ガイドをするための学びではなく、観光経済、経営等を幅広く学ぶ場として引き継ぎ、生徒募集の際には、それが見える形で示してほしい。</li> <li>○ 六戸高校では、教育課程上にボランティア活動を位置付け、「メイプルボランティア」という名称で学校設定科目となっているため、統合校の教育活動に取り入れてほしい。</li> <li>○ また、総合的な探究の時間において、「六戸高校さつき沼ビオトープ化プロジェクト」として関係機関と協働しながらビオトープ化を目指し活動している。十和田市の一本木沢、六戸町の館野公園さつき沼、三沢市の仏沼の3つの地域を結ぶとその中心に統合校があり、理想的な教育環境が作れるため、この探究型学習のノウハウを引き継いでほしい。</li> <li>○ 三本木農業高校では、地域の伝統工芸品づくり（きみがらスリッパ等）など地域と連携した取組や、農場見学の受入れ、アンテナショップの開催などに取り組んでおり、普通科においても可能な部分で連携しながら統合校に引き継いでいければ良い。</li> <li>○ 現在の三本木農業高校の教育活動の全てを引き継ぐべきであり、それに加え十和田西高校、六戸高校の提案を取り入れて太い幹とし、それが新しい学校の特色になってほしい。</li> <li>○ 地域の祭りへの参加などボランティア活動について、上十三地域全域を視野に入れて活動してほしい。</li> <li>○ 少子高齢化問題について、高校生のと看から解決策を考えてほしい。</li> <li>○ 農業後継者や農業関連産業従事者を育てるためには、青森県営農大学校や農学部のある大学などと連携しながら、積極的な人的交流などこれまで以上のことに取り組んでいく必要がある。</li> </ul>

協議事項	協議結果
普通科と農業科の連携	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>委員それぞれの意見を踏まえ、統合校の普通科と農業科の連携促進が図られるよう検討を進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 田植えや稲刈りなどの活動について可能な限り全校行事として実施することが考えられる。            農業科において生産や加工に関する学習、普通科において商業に関する科目である流通やマーケティング、販売促進などに関する学習を相互に取り入れることにより、農業の6次産業化の視点に立った教育活動が可能となるほか、商業的な視点を生かした研究活動などが可能となる。また、農業クラブの研究活動と普通科の総合的な探究の時間における取組を連携させることが考えられる。            農業科の利点である職業に直結した資格取得や、普通科の利点である大学等への進学に向けた講習などに全校で取り組むことが考えられる。</li> <li>○ 「六戸高校さつき沼ビオトープ化プロジェクト」のように、三本木農業高校にある広大な農地など学習環境を活用した探究型学習の展開が考えられる。</li> <li>○ 農業をベースとした連携とすれば、全校田植えの開催や、学習成果発表の場としてプロジェクト発表会の開催が考えられる。また、普通科の中に「観光農業」や農作業に協力する「援農」など農業科の学習を入れ込むことも大事であり、生徒の進路選択の幅を持たせるため、普通科と農業科の垣根のない進学指導を進めてほしい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
部活動	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>三本木農業高校の部活動を基本としつつも、生徒のニーズに応じて対応することとし、具体的な検討を進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三本木農業高校の部活動はそのまま引き継いでもらえば良いが、六戸高校のゴルフ部や十和田西高校の空手道部など、三本木農業高校にはない部活動についても、物理的・予算的に可能であれば引き継いでほしい。</li> </ul>

協議事項	協議結果
統合対象校間の連携	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>教育課程の検討や部活動、学校行事など、生徒のことを考えながら3校の連携を進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光やボランティアに関する学びを普通科に引き継ぐこととしていることから、普通科を中心に、教育課程を組んでいくことが重要だと思うので、できれば今年度中から検討を進めた方が良い。</li> <li>○ 統合対象校の在校生が望む部活動を継続させるため、3校が連携して活動できれば良い。</li> <li>○ それぞれの在校生がいるうちは、田植えや部活動、生徒の研究発表会など様々な場面で可能なところから連携できれば良い。</li> </ul>

協議事項	協議結果
統合対象校の記念物品の展示	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>統合校の校舎内に展示する方向とし、展示内容などについて更に精査しながら検討を進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在のままでは展示スペースはないが、校舎の改修などにより生徒の玄関ロビーや渡り廊下などにスペースが確保できれば、3校の記念物品を校舎内に展示することができると思う。 また、現在、三本木農業高校では、100周年記念会館に歴史的記念物品の展示室を設けているが、この物品も他校のものと合わせて校舎内に置ければ良い。 付け加えて、各学校の校旗、校章、校訓の扁額などについては展示するが、学校の卒業アルバムや生徒会誌などについては図書室を利用するなど、記念物品一覧の中である程度整理しながら、一か所に限らずに保存すれば良いのではないかと。</li> </ul>

協議事項	協議結果
<p>統合対象校の事務の引継ぎ</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>統合対象校、統合校及び県教育委員会において十分情報を共有しながら、事務の引継ぎを進めてもらいたい。</b></p> </div> <p>(主な意見)</p> <p>○ 事務引継ぎに関しては、1年早く進んでいる中南地区統合校の例やこれまでも進めてきた統合の流れを踏まえ、同じ形で進めて良い。</p> <p>また、教育実習については、三本木農業高校では現在でも卒業生にこだわらず毎年10人前後の教育実習生を受け入れている状態なので、今後とも継続していければ良い。</p> <p>生徒指導要録については保存年限が決まっているので、耐火金庫の置き場所を確保してほしい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【参考：事務の引継方針】</b></p> <p>1 各種証明書の発行について  十和田西高校、六戸高校及び三本木農業高校の卒業生に対する卒業証明書や成績証明書等の各種証明書の発行については、上北地区統合校がその事務を引き継ぐ。</p> <p>なお、これまでの例にならい、3校の閉校後、令和5年度より県教育委員会ホームページに3校の卒業生向けのページを作成し、各種証明書の発行等に係る案内を掲載する。</p> <p>2 教育実習生の受入れについて  十和田西高校、六戸高校及び三本木農業高校の教育実習生については、上北地区統合校において受け入れることとする。</p> <p>なお、教育実習生の希望者が多数となるなど、上北地区統合校での受入れが困難となる場合には、県教育委員会から他の県立高等学校長へ受入れを要請する。</p> <p>3 指導要録等の引継ぎについて  指導要録、沿革に係る資料の保存・管理等については、上北地区統合校が引き継ぐ。</p> <p>その他物品の移動に関することなどについては、閉校までに統合対象校、上北地区統合校及び県教育委員会において十分情報を共有し対応することとする。</p> </div>

## 附 属 資 料

- 1 上北地区統合校開設準備委員会設置要綱
- 2 上北地区統合校開設準備委員会委員名簿
- 3 上北地区統合校開設準備委員会オブザーバー名簿
- 4 上北地区統合校開設準備委員会の協議経過
- 5 上北地区統合校校名案候補意見募集の結果

## 1 上北地区統合校開設準備委員会設置要綱

### (設置)

第1 青森県立十和田西高等学校、青森県立六戸高等学校及び青森県立三本木農業高等学校（以下「関係校」と総称する。）の統合による上北地区統合校（以下「統合校」という。）の開設に必要な準備を進めるため、上北地区統合校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 開設準備委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 統合校の名称、教育活動及び目指す人財像に関する事。
- (2) その他統合校の開設準備に関する事。

### (組織)

第3 開設準備委員会は、委員及びオブザーバーで組織する。

2 委員は、別記1に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

3 オブザーバーは、別記2に掲げる者をもって構成する。

4 オブザーバーは、開設準備委員会の会議に出席し、委員の求めに応じて情報提供するものとする。

5 第5第1項に規定する委員長は、開設準備委員会の会議に必要な資料作成等を行うため、必要に応じて、関係校の教職員で組織する作業部会を設置することができる。

### (任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日から平成32（2020）年3月31日までとする。

### (委員長等)

第5 開設準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、開設準備委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6 開設準備委員会の会議は、委員長が招集する。

### (庶務)

第7 開設準備委員会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室及び関係校において処理する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、開設準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。



## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される開設準備委員会の会議は、第6の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## 別記1

### 開設準備委員会委員

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 関係校の校長の職にある者</li><li>2 関係校のPTA、同窓会、後援会等のうち各校の校長が推薦した者</li><li>3 十和田市及び六戸町教育委員会教育長の職にある者</li><li>4 地域の学校教育関係者として学識経験を有し、教育長が特に必要と認める者</li></ol> |
|--|

## 別記2

### 開設準備委員会オブザーバー

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 関係校の教頭及び事務長の職にある者</li><li>2 関係校の教職員で校長が特に必要と認める者</li></ol> |
|--|

## 2 上北地区統合校開設準備委員会委員名簿

(敬称略)

所 属 等	委 員 名	備 考
県立十和田西高等学校 校長	齊 藤 聖 一	
県立六戸高等学校 校長	吉 田 繁 徳	
県立三本木農業高等学校 校長	遠 藤 剛	副委員長
県立十和田西高等学校同窓会 会長	水 尻 和 幸	
県立六戸高等学校後援会 会長	岡 田 寛 紀	
県立三本木農業高等学校同窓会 会長	沼 山 喜久男	
十和田市教育委員会 教育長	丸 井 英 子	
六戸町教育委員会 教育長	瀧 口 孝 之	
元県立三本木高等学校 校長	長谷川 光 治	委員長

## 3 上北地区統合校開設準備委員会オブザーバー名簿

(敬称略)

所 属 等	オブザーバー名	備 考
県立十和田西高等学校 教頭	田 中 正 也	
県立十和田西高等学校 事務長	山 田 義 光	
県立十和田西高等学校 教務主任	福 島 智	
県立六戸高等学校 教頭	奈良岡 隆 樹	
県立六戸高等学校 事務長	上 村 奈加子	
県立六戸高等学校 教務主任	種 市 誠	
県立三本木農業高等学校 教頭	円 子 昭 浩	
県立三本木農業高等学校 教頭	太 田 良 孝	
県立三本木農業高等学校 事務長	柴 田 富由紀	
県立三本木農業高等学校 教務主任	佐々木 伸 介	
県立三本木農業高等学校 農場長	佐々木 篤	

#### 4 上北地区統合校開設準備委員会の協議経過

回	年 月 日	内 容
1	令和元年 5月16日	○上北地区統合校における目指す人財像について ○上北地区統合校の学校像について ○校名案の決定方法について
2	令和元年 7月29日	○特色ある教育活動の方向性について ○普通科と農業科の連携の方向性について ○部活動の方向性について ○統合対象校間の連携の方向性について ○校名案の方向性について
3	令和元年 9月12日	○校名案の方向性について ○校訓・校章・校歌・制服の方向性について ○統合対象校の記念物品の展示について ○統合対象校の事務の引継ぎについて
4	令和元年12月25日	○校名案の方向性について ○上北地区統合校開設準備委員会報告書（案）について

#### 5 上北地区統合校校名案候補意見募集の結果

○意見募集期間

令和元年10月1日（火）から令和元年10月30日（水）まで（30日間）

○意見提出者数及び件数

意見提出者数 177人

校名案候補に対する意見 190件

その他校名案候補に関する意見 17件

# 青森県子ども読書活動推進計画 (第四次)

令和 2 年 月

青森県教育委員会

# 目 次

## 第1章 計画策定について…………… 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 経緯
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

## 第2章 本県における取組と課題…………… 4

### 1 本県における取組と評価…………… 4

#### (1) 県推進計画（第三次）における数値目標に基づく評価

- ① 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に関する評価
- ② 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実にに関する評価
- ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発に関する評価

#### (2) 取組と評価

- ① 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進
- ② 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実
- ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

【参考】県推進計画（第三次）期間中の主な県の取組

### 2 本県の課題…………… 12

- (1) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消
- (2) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透
- (3) 読み聞かせボランティア等の育成と支援
- (4) 学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携・協力
- (5) 不読率の改善

## 青森県子ども読書活動推進計画（第四次）体系図…………… 14

## 第3章 基本方針…………… 15

**基本方針1** 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

**基本方針2** 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

**基本方針3** 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策…………… 16

### 基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進…………… 17

1 家庭における子どもの読書の機会の充実…………… 17

2 地域における子どもの読書の機会の充実…………… 17

3 学校等における子どもの読書の機会の充実…………… 18

### 基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実…………… 21

1 地域における環境の整備・充実…………… 21

(1) 図書館等に求められること

(2) ボランティア、民間団体・企業に求められること

2 学校における環境の整備・充実…………… 24

(1) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

(2) 幼稚園・保育所等の環境整備

(3) 学校図書館の機能の整備・充実

(4) 図書の整備・充実

(5) 情報化の促進

(6) 司書教諭を中心とした教職員間の協力

(7) 学校司書の配置

### 基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発…………… 27

1 子どもの読書活動に関する啓発の推進…………… 27

2 優れた取組に関する情報収集と情報提供…………… 28

3 優良な図書の普及…………… 28

## 第5章 計画の評価…………… 29

1 計画の評価…………… 29

2 評価の指針と数値目標…………… 29

(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に関する指針

(2) 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実に関する指針

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発に関する指針

3 計画の推進に向けて…………… 32

[資料編]

# 第1章 計画策定について

## 1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、未来をつくる子どもたちが読書に親しみ、自主的に読書活動をするためには、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していかなければなりません。

県は、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」（以下「県推進計画」という。）を策定して以来、これまで第二次計画、第三次計画を策定し、子どもの読書活動推進のための様々な取組を行ってきました。また、多くの市町村においても子ども読書活動推進計画（以下「市町村推進計画」という。）が策定され、地域に根差した読書活動が行われてきています。しかし、課題も多く、計画策定時に目指したものが十分実施できたとは言い難い部分もあります。

このため、本県の第一次から第三次までの県推進計画の理念を継承しつつ、これまでの情勢の進展と県の取組と課題を踏まえ、ここに新たな県推進計画を策定するものです。

## 2 経緯

子どもの読書活動をめぐる国及び本県のこれまでの主な動向は、次のとおりです。

年月	国・県	内 容
平成13年12月	国	子どもの読書活動の推進に関する法律 公布・施行 〔・子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする。 ・4月23日を「子ども読書の日」と定める。〕
平成14年 8月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 策定
平成16年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画 策定
平成17年 7月	国	文字・活字文化振興法 公布・施行
平成18年12月	国	教育基本法 改正 〔・家庭教育、幼児教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれる。〕
平成19年6月	国	学校教育法 改正 〔・義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられる。〕

年月	国・県	内 容
平成20年 3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の策定 学習指導要領等の告示（幼稚園・小学校・中学校） 〔・各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。 ・幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。〕
8月	国	図書館法 改正 〔・図書館にその運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務が課せられる。〕
平成21年 3月	国	学習指導要領の告示（高等学校、特別支援学校） 〔・各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。〕
平成22年	国	「国民読書年」の取組開始 〔・「国民読書年に関する決議」（平成20年6月、国会決議）による。〕
平成22年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第二次）策定
平成23年 4月	国	学習指導要領全面実施（小学校及び特別支援学校小学部）
平成24年 4月	国	学習指導要領全面実施（中学校及び特別支援学校中学部）
12月	国	図書館の設置及び運営上の望ましい基準 改正
平成25年 4月	国	学習指導要領全面実施（高等学校及び特別支援学校高等部） ※数学・理科は平成24年度から。
5月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）の策定
平成26年 6月	国	学校図書館法 改正 〔・学校に学校司書を置くよう努めなければならないことが定められる。〕
平成27年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第三次）策定
平成28年10月	国	これからの学校図書館の整備充実について（報告）
11月	国	学校図書館ガイドライン、学校司書モデルカリキュラムの作成 〔・学校図書館ガイドラインでは、学校図書館の運営上の重要な事項について示されている。 ・学校司書モデルカリキュラムでは、学校司書に求められる専門的知識・技能を習得できる望ましい科目や単位数等が示されている。〕



年月	国・県	内 容
平成29年 3月	国	学習指導要領等の告示（幼稚園・小学校・中学校） ・言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することを定めている。 ※小学校は令和2年4月から、中学校は令和3年4月から全面実施（予定）
4月	国	学習指導要領の告示（特別支援学校幼稚部・特別支援学校小学部・中学部） ※小学部は令和2年4月から、中学部は令和3年4月から全面実施（予定）
平成30年 3月	国	学習指導要領の告示（高等学校） ※令和4年4月から年次進行で実施（予定）
4月	国	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）の策定 学習指導要領等全面実施（幼稚園及び特別支援学校幼稚部）
平成31年 2月	国	学習指導要領の告示（特別支援学校高等部） ※令和4年4月から年次進行で実施（予定）

### 3 計画の対象

本計画の対象である「子ども」とは、おおむね0歳から18歳までとします。

### 4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。

### 5 計画の構成

本計画は、第1章「計画策定について」、第2章「本県における取組と課題」、第3章「基本方針」、第4章「子どもの読書活動の推進方策」、第5章「計画の評価」の全5章で構成されています。

## 第2章 本県における取組と課題

### 1 本県における取組と評価

#### (1) 県推進計画（第三次）における数値目標に基づく評価

県推進計画（第三次）では、計画期間における計画内容の進捗状況を把握するため、指針及び数値目標を設定しています。ここでは、その達成状況について評価します。

##### ① 子どもが読書に親しむ機会の充実にに向けた取組の推進に関する評価

[指針1-1] 保護者の読み聞かせ等の大切さについての理解が進み、乳幼児期から子どもが本に触れることができる環境が整っているか。

《数値目標》 市町村におけるブックスタート実施率

[実施している市町村数/40市町村]

62.5%【H25】 → 75.0%【H30】 ※R1目標値：80%

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

乳幼児健診時等におけるブックスタート<sup>\*1</sup>を実施している市町村の割合は、平成25年度は62.5%（25市町村）、平成30年度は75.0%（30市町村）であり、12.5ポイント（5市町村）増えていますが、令和元年度の目標値に達していません。

[指針1-2] 子どもの不読率<sup>\*2</sup>の改善に向けた取組が進んでいるか。

《数値目標》 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合

小学校 9.5%【H25】 → 11.3%【H30】 ※R1目標値：5.0%

中学校 22.7%【H25】 → 20.1%【H30】 ※R1目標値：11.5%

※H25は全国学力・学習状況調査結果、H30は県青少年の意識に関する調査結果である。

※H26以降に全国学力・学習状況調査に本数値目標の調査項目が無くなったため、H30は県青少年の意識に関する調査の調査項目の数値とした。

※本数値はH25とH30の数値が違う調査のため参考として記載した。

(文部科学省による「全国学力・学習状況調査」)

(県環境生活部青少年・男女共同参画課による「青少年の意識に関する調査」)

子どもの不読率は、平成25年度は小学校9.5%、中学校22.7%、平成30年度は小学校11.3%、中学校20.1%で、小学校では1.8ポイント増えており、中学校では2.6ポイント減っているものの、いずれも令和元年度の目標値には達していません。

\*1 ブックスタート

乳幼児健診時等に、絵本をプレゼントし、乳幼児とその保護者が絵本を介して触れ合う時間の大切さを伝える活動。

\*2 不読率

1か月に1冊も本を読まない子どもの割合。

[指針 1-3] 市町村における子どもの読書活動の推進が計画的に進められているか。

《数値目標》 市町村における子ども読書活動推進計画の策定率

[策定している市町村数/40 市町村]

72.5%【H25】 → 77.5%【H30】 ※R1 目標値：100%

(文部科学省による『子供読書活動推進計画』策定状況調査)

本県の市町村推進計画の策定率は、平成 25 年度は 72.5% (29 市町村)、平成 30 年度は 77.5% (31 市町村) で 5.0 ポイント増えていますが、令和元年度の目標値や平成 30 年度の全国平均 (80.3%) を下回っています。

また、「策定中」、「策定を検討中」、「策定の予定がない」と回答している町村が 9 町村あるなど、取組に差が見られます。

## ② 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実に関する評価

[指針 2-1] 公立図書館等（公民館図書室等を含む。）が利用されているか。

《数値目標》 公立図書館等における児童書の貸出冊数

718,108 冊【H25】 → 930,831 冊【H29】 ※R1 目標値：900,000 冊

(県立図書館による『青森県の図書館』に係る調査)

平成 29 年度の本県の公立図書館等における児童書の貸出冊数は、平成 25 年度に比べ増えており、令和元年度の目標値を上回っています。

[指針 2-2] 公立図書館等とボランティアが連携して活動しているか。

《数値目標》 ボランティアと連携している公立図書館等の割合

[連携している市町村数/40 市町村]

72.5%【H25】 → 67.5%【H29】 ※R1 目標値：100%

(県立図書館による『青森県の図書館』に係る調査)

ボランティアと連携している公立図書館等は、平成 25 年度の 72.5% (29 市町村) に比べ、平成 29 年度は 67.5% (27 市町村) と 5.0 ポイント減っており、令和元年度の目標値を下回っています。

[指針 2-3] 学校図書館の蔵書の整備が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館図書標準<sup>\*3</sup>の達成率

小学校 31.8%【H24】 → 45.8%【H28】 ※R1 目標値：50%  
中学校 23.3%【H24】 → 36.3%【H28】 ※R1 目標値：40%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

学校図書館図書標準の達成率については、平成 28 年度は小学校 45.8%、中学校 36.3%であり、平成 24 年度より小学校は 14.0 ポイント、中学校は 13.0 ポイント増えていますが、小学校及び中学校ともに、令和元年度の目標値や平成 28 年度の全国平均（小学校 66.4%、中学校 55.3%）を下回っています。

[指針 2-4] 公立図書館等による学校図書館の支援が進んでいるか。

《数値目標》 公立図書館等と連携する学校の割合

[連携している学校数／県内全学校数]

小学校 55.6%【H24】 → 56.3%【H28】 ※R1 目標値：70%  
中学校 14.5%【H24】 → 19.4%【H28】 ※R1 目標値：20%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

公立図書館等と連携している学校図書館の割合は、平成 24 年度では小学校 55.6%、中学校 14.5%、平成 28 年度では小学校 56.3%、中学校 19.4%であり、小学校は 0.7 ポイント、中学校は 4.9 ポイント増えています。

しかし、小学校及び中学校ともに、令和元年度の目標値や平成 28 年度の全国平均（小学校 82.2%、中学校 57.5%）を下回っています。

[指針 2-5] 学校と保護者や地域のボランティアとの連携が進んでいるか。

《数値目標》 ボランティアと連携している学校の割合

[連携している学校数／県内全学校数]

小学校 65.5%【H24】 → 76.7%【H28】 ※R1 目標値：75%  
中学校 17.6%【H24】 → 15.6%【H28】 ※R1 目標値：30%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

\*3 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されている。

保護者や地域のボランティアと連携している学校の割合は、平成 24 年度では小学校 65.5%、中学校 17.6%、平成 28 年度では小学校 76.7%、中学校 15.6%であり、小学校は 11.2 ポイント増えていますが、中学校は 2.0 ポイント減っています。また、小学校では、令和元年度の目標値を上回っていますが、平成 28 年度の全国平均（小学校 81.4%）を下回っています。中学校では、令和元年度の目標値や平成 28 年度の全国平均（中学校 30.0%）を下回っています。

**〔指針 2－6〕 学校図書館での効果的な蔵書管理が進んでいるか。**

**《数値目標》 学校図書館における図書情報のデータベース化実施率**

[実施学校数／県内全学校数]

小学校 54.7%【H24】 → 61.8%【H28】 ※R1 目標値：70%

中学校 53.9%【H24】 → 53.1%【H28】 ※R1 目標値：70%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

学校図書館における図書情報をデータベース化している学校の割合は、平成 24 年度では小学校で 54.7%、中学校で 53.9%、平成 28 年度では小学校 61.8%、中学校 53.1%であり、小学校は 7.1 ポイント増えていますが、中学校は 0.8 ポイント減っています。また、小学校及び中学校ともに、令和元年度の目標値や平成 28 年度の全国平均（小学校 73.9%、中学校 72.7%）を下回っています。

### ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発に関する評価

**〔指針 3－1〕 子どもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組が実施されているか。**

**《数値目標》 子どもの読書活動の大切さについて保護者の意識啓発を図る取組の実施率**

[実施している市町村数／40 市町村]

32.5%【H25】 → 60.0%【H30】 ※R1 目標値：50%

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

保護者の意識啓発を図る取組を実施している市町村は、平成 25 年度は 32.5%（13 市町村）、平成 30 年度は 60.0%（24 市町村）であり、27.5 ポイント増えており、令和元年度の目標値を上回っています。

## (2) 取組と評価

第三次計画期間中における県及び各地域での取組について、第三次計画の基本方針をもとに評価しました。

### ① 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

ブックスタートの実施率の増加や保護者対象の研修会の実施、図書館における児童コーナーの設置等、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組が進められています。

また、子どもの読書活動を推進するために、市町村推進計画の策定や改定も進められています。今後も、策定していない市町村に対して、計画策定に向けた支援を進めていく必要があります。

また、平成28年度、30年度に県で実施した「青少年の意識に関する調査」では、小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて不読率が高くなっており、大きな課題となっています。このため、家庭・地域・学校が連携し、社会全体で不読率の改善に向けた取組を推進していく必要があります。

### ② 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

公立図書館等における児童書の貸出冊数については、公立図書館の新設や新館への移転があったこと、住民のニーズに合わせた様々なサービスの充実を図ってきたこと及び各館が相互に連携・協力を進めてきたことにより、貸出冊数の増加へとつながっています。

しかし、公立図書館等とボランティアとの連携については、平成25年度に比べて、平成29年度は減っています。公立図書館等とボランティアとの間で、それぞれの活動内容やニーズ等の情報が共有され、連携して活発に活動していけるように引き続き支援をしていく必要があります。

また、学校図書館図書標準の達成率や公立図書館等と連携する学校の割合は、小・中学校とも増えていますが、学校図書館における図書情報のデータベース化の割合やボランティアと連携している学校の割合は、中学校においては減っています。このため、学校における子どもの読書活動を支える保護者やボランティアとの連携を更に進めていくとともに、公立図書館と学校との連携も更に促進する必要があります。

### ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

多くの市町村では、乳幼児健診時等でのブックスタートや図書館のおはなし会等の様々な場面での読み聞かせ活動や保護者向けの研修会などの活動を通して、子どもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組を行っています。

県では、関係機関、団体等と連携し、乳幼児期から小学生までの読書に親しめるような本や子どもに読ませたい本のリストを啓発小冊子にまとめ、紹

介してきました。平成 29 年度には、啓発小冊子の改訂版を作成し、ブックスタート事業や保護者研修会等において活用されています。

また、子どもの読書活動推進大会（10 ページ参照）は、子どもの読書習慣の形成と豊かな心の育成を図る機運を高めるための手立てやその推進方策について、情報の共有等を図る場となっています。

今後も、市町村や図書館、幼稚園や保育所等、学校、企業、団体等と連携して、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発を進めていく必要があります。

## 【参考】県推進計画（第三次）期間中の主な県の取組

- 「親子ふれあい読書アドバイザー<sup>\*4</sup>」の新規養成及び読み聞かせ実践者のスキルアップ  
・「親子ふれあい読書アドバイザー」の新規養成と読み聞かせ実践者のスキルアップを図るための研修会を開催。青森県読書団体連絡協議会へ委託し、県内6地区で開催。  
（主管：生涯学習課）
- 地域における読み聞かせボランティア活動の推進（平成27年度～平成29年度）  
・学校における読み聞かせ活動とボランティアの活用促進を図るため、教職員や保護者、放課後子ども教室・児童クラブ関係者、学校のボランティア関係者等を対象に読み聞かせの効果や家庭での読み聞かせの大切さについて理解を深めるための研修会を開催。  
（主管：生涯学習課）
- 啓発小冊子「絵本でゆたかな親子の時間」の活用促進  
・乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さを伝えるため、研修会やブックスタート等での啓発小冊子の活用を促進。（主管：生涯学習課）
- 図書委員研修会の開催（平成27年度～平成28年度）  
・高校生読書活動の推進のため、青森県高等学校教育研究会図書館部会等と共催し、各学校の図書委員や学校図書館担当教職員を対象とした研修会を開催。（主管：生涯学習課）
- あおもりの中学生・高校生による『大切なあなたへ薦める青春の一冊』  
・仲間や友だちなどに薦めたい本の紹介文を募集し、秀逸な紹介文を選び表彰するとともにホームページ等で紹介。（主管：生涯学習課）
- 子どもの読書活動推進大会の開催  
・子どもの読書習慣の形成と豊かな心の育成を図る機運を高めるため、一般県民及び子どもの読書活動推進の関係者が情報の共有を図る大会を開催。（主管：生涯学習課）
- おはなし会  
・読み聞かせボランティアと図書館職員による絵本の読み聞かせやブックトークを実施。  
・子どもと本をつなげるため、科学やいろいろな仕事、スポーツなどについて、実験や交流体験を通じて興味を深める催しを開催。（主管：県立図書館）

---

\*4 親子ふれあい読書アドバイザー  
幼稚園や保育所、小学校等で開催する保護者向け研修会等において、啓発小冊子の説明や読み聞かせを行い、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さについて伝えている。



## ○図書の貸出

- ・市町村立図書館等に、県立図書館が所蔵する資料（「協力用図書」）を一括貸出。
- ・市町村立図書館等に、幼児・児童用の図書セット、ブックトークセット、ミニセットを貸出。
- ・学校図書館等に、テーマ別図書セット、高等学校向け図書セット、ブックトークセット、ミニセットを貸出。（主管：県立図書館）

## ○学校図書館アシスト事業プラス

- ・図書館職員が学校を訪問し、学校図書館が抱える疑問などを解決するための具体的な助言及び情報提供を実施。（主管：県立図書館）

## ○児童室における読書活動支援

- ・永く読み継がれてきた絵本約 400 冊を『ののっこ』コーナーとして常設し、子育て世代の読み聞かせ等の読書活動を支援。
- ・郷土の児童作家の資料を『ねねっこ』コーナーとして常設し、子どもたちのより身近な郷土と読書への興味関心を醸成。（主管：県立図書館）

## ○学校図書館シンポジウム

- ・学校図書館の役割と可能性を探り、学校図書館づくりと活用について考えるシンポジウムを開催。（主管：学校教育課、県立図書館）

## ○学校図書館活動支援事業

- ・学校図書館の運営の改善及び機能向上により、授業等での積極的な活用を促進するため、県立高等学校に学校図書館サポーターを配置する。配置人数：県立高等学校 6 名（主管：教職員課）

## 2 本県の課題

本県における子どもの読書活動を推進する上での課題として、次の5つが挙げられます。

### (1) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要です。公立図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月文部科学省告示第172号）を踏まえ、子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう求められています。

しかし、本県の公立図書館の設置率は、平成31年4月現在57.5%であり、図書館未設置は17市町村となっています。このため、公立図書館機能のより一層の強化と図書館未設置市町村の解消が引き続き課題となっています。

### (2) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの心の成長を促すよう乳幼児期のスキンシップや遊びを通じた親子関係を作る取組や、乳幼児期から家庭において読書に対する興味や関心を引き出すような取組が重要です。

このため、ボランティアとの連携・協働による幼稚園・保育所等における保護者向け研修会等の場を活用し、乳幼児期からの読み聞かせの大切さについて保護者への意識啓発を図る取組の普及や、市町村におけるブックスタート等の実施率の向上が引き続き課題となっています。

### (3) 読み聞かせボランティア等の育成と支援

県は、読書関係団体と連携して読み聞かせ研修会等を開催し、読み聞かせボランティアの育成と活動者の連携の促進に努めてきました。また、高校生による読み聞かせボランティア等の活動も実施されてきています。

今後は更に幅広い世代のボランティアが育成されることが望まれます。また、活動を希望するボランティアと受け入れを希望する施設・機関との情報共有や連絡調整を効果的に行うことができるようコーディネート機能の充実が求められます。

### (4) 学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携・協力

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、子どもの自由な読書活動や読書指導の場である学校図書館の「読書センター」としての機能と、子どもの学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、子どもや教職員の情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能が期待されています。

このため、学校図書館の蔵書の更なる充実とともに公立図書館やボランティア

との連携などにより、学校図書館の機能の強化をより一層図っていくことが求められます。

また、学校図書館活動の充実を図るために、学校司書の配置が求められていますが、本県の配置率は、平成 28 年度の時点で小学校 5.5%、中学校 3.8%と全国平均（小学校 59.3%、中学校 57.3%）を下回っていると同時に、学校段階が進むにつれて、不読率が高くなる傾向があるため、学校図書館の更なる充実が求められます。

また、学校図書館が図書館としての基本的機能を発揮するために、公立図書館において、学校図書館への図書の貸出や調べ学習のための協力に加え、分類、配架、書架の配置、さらには蔵書管理、レファレンス・サービス<sup>\*5</sup>などについて、総合的な支援と連携を更に進めていくことが求められています。

## （５）不読率の改善

県では、社会全体で子どもの読書活動を推進するために、様々な取組を進めていますが、平成 30 年度に本県で実施した「青少年の意識に関する調査」（小学校 6 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生を対象）によると、1 か月に 1 冊も本を読まない児童生徒の割合は、小学校 11.3%、中学校 20.1%、高等学校 43.6%となっており、学校段階が進むにつれて不読率が高くなっています。また、1 日（学校の授業以外）に全く読書をしない児童生徒の割合は、小学校 15.6%、中学校 22.4%、高等学校 40.2%となっています。

一方、平成 31 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査（小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象）の児童・生徒質問紙の回答集計結果によると、1 日当たり（授業時間以外、平日月曜日から金曜日）全く読書をしない児童生徒は、小学校 16.1%、中学校 28.2%となっています。

この 2 つの調査結果から、中学校においては、学年が上がるにつれて不読率が高くなる傾向が見られます。

文部科学省が実施した「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（平成 28 年度）によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されます。本県でも、同じような状況であると考えられるため、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組や子どもの読書への関心を高める取組などを実施していく必要があります。

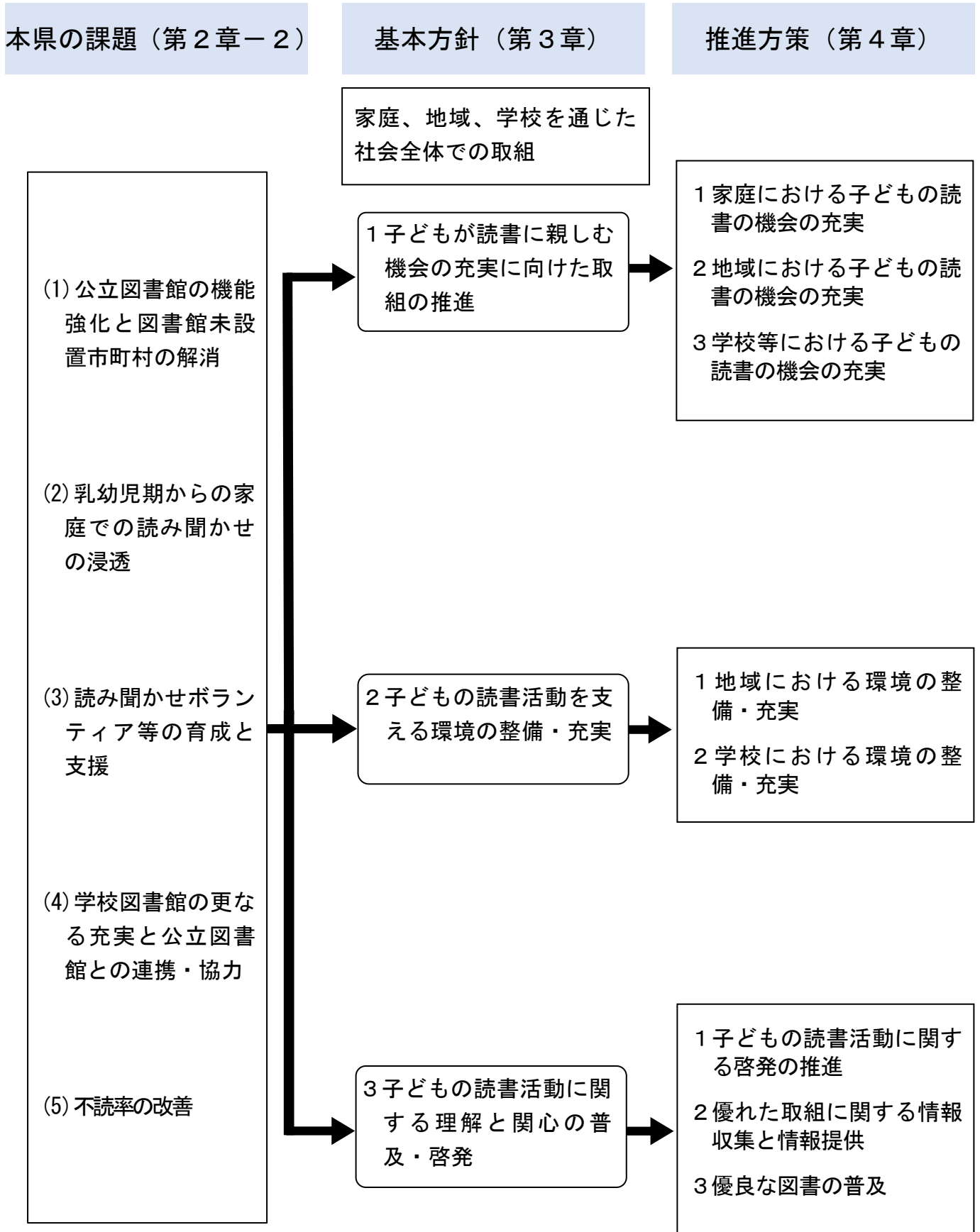
子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に影響を及ぼすことを考えると、特に、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが今後の大きな課題となっています。

---

\*5 レファレンス・サービス

図書館利用者が調査・研究等を目的として求める情報や資料などを、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・調査し、提供・回答するサービス。

# 青森県子ども読書活動推進計画（第四次）体系図



## 第3章 基本方針

子どもは、読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等の生きるための基礎となる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新、情報通信技術（ICT）の発達により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっています。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられています。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体で取り組むことが重要です。

このような観点から、県は第2章で示した課題を踏まえ、次の基本方針の下、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進に取り組みます。

### **基本方針1** 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校において、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進し、生涯にわたる読書習慣を身につけ、読書への関心を高めていけるような読書に親しむ機会を提供する必要があります。

そのため、県は、家庭・地域・学校のそれぞれの役割を明確にし、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた社会全体での取組の推進に努めます。

### **基本方針2** 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書に親しめる環境を身近に整えることが必要です。

そのため、県は、子どもの読書活動に資する施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。また、各施設間及びボランティア等との連携・支援を進めるとともに、地域において格差が生じぬよう各市町村への働きかけに努めます。

### **基本方針3** 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、特に、保護者、教職員、保育士等子どもの成長に深く関わる身近な大人が、読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子どもは、絵本や昔話等の読み聞かせを通じて、また、読書をする大人の姿を見ることで読書意欲を高めていきます。

そのため、県は、広く県民が子どもの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、社会全体で子どもの読書活動を推進する機運の醸成に努めます。

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を行うことが重要です。

そのためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として以下のような傾向があるとの指摘<sup>\*6</sup>を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭・地域・学校において取組が進められることが重要です。

### ① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

### ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。

### ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

### ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

県では、第3章で掲げた「基本方針」1～3に基づき、発達段階に応じた子どもの読書活動の推進に向けて、以下の取組を進めます。

\*6 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

## 基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実にに向けた取組の推進

### 1 家庭における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものです。子どもが読書に親しみ、自主的に読書活動を進め、読書習慣を身に付けるために、家庭の役割は極めて重要です。そのためには、まず、保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことが大切です。そして、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、家族の絆（きずな）を深め、読書が生活の中に位置付けられるような取組を推進することが大切です。

また、育児環境が大きく変化している今日、祖父母による子どもの読書活動への関わりも考慮する必要があります。

#### 県の取組

#### ① 家庭における読書を推進します。

図書館・公民館、地域の読み聞かせグループ等の関係団体、子どもの読書活動が行われる施設（幼稚園や保育所等、学校、児童館、病院、保健所・保健センター等）、民間企業等との連携により、乳幼児期から絵本等に触れる機会の充実に努め、家庭での読み聞かせを推進します。

また、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う「家読<sup>うちどく</sup>」を推進します。

#### ② 保護者に読み聞かせの楽しさなどを伝える場の提供を市町村に働きかけます。

乳幼児健診等の際に、図書館職員や読み聞かせボランティア等が保健所・保健センターと連携し、絵本の選び方や読み聞かせの楽しさなどを保護者に伝える場（ブックスタート等）を提供できるよう市町村へ働きかけます。

#### ③ 読書習慣定着のため、家庭に対する普及・啓発活動及び情報発信に努めます。

小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて不読率が高くなる傾向が見られます。家庭における読み聞かせや子どもが読書の時間を持つことの重要性について理解を深め、家庭での読書習慣の定着を図るため、各家庭及び祖父母に向けての普及・啓発活動や情報発信に努めます。

### 2 地域における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書活動を推進するためには、地域の中で身近に本に親しむことができる図書館が重要な役割を果たしています。図書館は、子どもが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知

ることができる場所であり、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることができる場所です。そのため、全市町村に図書館が設置され、子どもに読書の楽しさを伝え、読書活動を推進していくための様々な活動を展開していくことが望まれます。また、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、発達段階に応じた様々な取組を積極的に行うことなどが大切です。

## 県の取組

### ① 図書館未設置市町村の解消に努めます。

図書館未設置の市町村に対して、図書館設置についての助言を行います。

### ② 全市町村での市町村推進計画の策定に努めます。

計画的に子どもの読書活動を推進するため、策定が進んでいない市町村に積極的に働きかけ、全市町村で市町村推進計画が策定されるよう指導・助言に努めます。

### ③ ボランティア等との連携・協力を努めます。

図書館等において実施される読み聞かせやおはなし会が充実するよう、ボランティア等との連携・協力を努めます。

### ④ 読書活動の推進に関する情報提供を行います。

読み聞かせボランティア等と連携して、幼稚園・保育所等・学校の求めに応じて、研修会やおはなし会の講師を斡旋するとともに、子どもの発達段階に応じた効果的な取組や読書への関心を高める取組等の子どもの読書活動の推進に関する情報提供を行います。

## 3 学校等における子どもの読書の機会の充実

学校（幼稚園・保育所等含む。）は、子どもが多く時間を過ごし、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。幼稚園・保育所等においては、乳幼児期から読書の楽しさを知ることができるように、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。あわせて、保護者に対しても読み聞かせの大切さや意義を広く普及することが求められます。

また、小学校・中学校・高等学校においては、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

特に、高校生の時期の子どもの読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられています。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効です。



また、本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものです。

このほか、小・中学生が幼稚園や保育所等の乳幼児に読み聞かせを行ったり、高校生が小・中学生に様々な分野の図書に触れる活動等を教えたりするなどの異年齢交流も有効です。

こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけをつくり、本の理解を深めることにつなげていくことが求められています。

さらに、学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されています。具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

様々な図書に触れる機会を確保する具体的な取組には、次のようなことが考えられます。

○全校一斉の読書活動（「朝の読書」等）

○推薦図書コーナーの設置

○卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定

○子ども同士で図書を紹介し合う活動や様々な分野の図書に触れる活動等  
《主な取組事例》

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

## ・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

## ・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

## ・図書委員、子ども司書、読書コンシェルジュ等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子ども読書のきっかけを作り出すものである。

## ・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることに繋がるものである。

## 県の取組

### ① 様々な図書に触れる機会を確保できる取組を促します。

全校一斉の読書活動（「朝の読書」等）など、学校において子どもが様々な図書に触れる機会を確保できる取組を促します。

### ② 県内の中学生・高校生を対象とした本の推奨活動を行います。

県内の中学生や高校生を対象とした仲間や友だちなどに薦めたい本の紹介文を募集するコンクールを実施し、読書意欲の向上と自主的な読書活動を促します。

### ③ 子ども同士で図書を紹介し合う活動等の情報提供を行います。

子ども同士が図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動等に関する取組や資料等について、各学校や市町村に情報提供を行います。

### ④ 学校関係団体等と連携した取組を進めます。

子どもの読書活動を推進するため、学校関係団体等と連携し、子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取組を検討します。

## **基本方針2** 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

### **1 地域における環境の整備・充実**

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域に読書活動を楽しむ図書館があり、そこに豊富な蔵書が整備されている必要があります。

また、読み聞かせや学校図書館支援活動を行うボランティア等によって組織されたグループ・団体は、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、学校図書館の活発な活動を支えたりするとともに、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広める上で、重要な役割を果たしています。絵本、児童・青少年用図書を提供する書店等の民間企業も子どもの読書活動を推進する上で欠くことのできない存在です。

そこで、地域における子どもの読書環境の整備・充実のためには、図書館等やボランティア及び読書に関わる団体に次のことが求められます。

#### **(1) 図書館等に求められること**

##### **① 図書の整備・充実**

子どもが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択することができるよう、豊富で多様な図書を整備していく必要があります。

図書の整備については、計画的に進めるとともに、県立図書館が市町村立図書館等に対し行っている、住民向け貸出の蔵書支援を目的とする「協力用図書」の一括貸出を活用することも有効です。

##### **② 貸出サービス体制の整備・充実**

図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供するために、学校図書館や移動図書館など様々な貸出サービスを受けられる場所を整備し、活用していく必要があります。

##### **③ 図書館等の情報化**

地域における子どもの読書活動を推進するためには、児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書に関する情報や、おはなし会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供することが重要です。

また、図書館のホームページやソーシャルメディアの活用など、インターネットを活用した情報発信の充実も求められています。

さらに、来館者が利用できるコンピューターの設置やインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることができます。全ての図書館において、これらの設備

やサービスが設置及び導入されるよう求められています。

#### ④ 児童室等の整備

子どもにとって図書館等をより利用しやすいものとするためには、児童室や絵本コーナーを整備するとともに、子ども専用の検索機や貸出し・相談カウンターを設けるなどの工夫をする必要があります。

#### ⑤ 司書及び司書補の配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。

また、公立図書館等と学校図書館の連携・協力においても積極的な役割を果たすことが期待されていることから、司書の重要性について認識を深め、司書及び司書補の配置を行い、地域のニーズに対応していくことが必要です。

#### ⑥ 職員研修の充実

司書及び司書補だけでなく、その他の図書館等の職員においても、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等が求められることから、職員研修の充実を図ることが必要です。

#### ⑦ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害に応じた図書の充実を図るとともに、障害のある子どもが利用しやすい環境を整備していくことが必要です。

#### ⑧ 運営の状況に関する評価等の実施

子どもやその保護者をはじめとする利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するために、子どもの読書活動の推進に関する運営の目標を設定し、達成状況等に関して自ら点検及び評価を行うことが必要です。その際、図書館の事業に関して学識経験者、図書館の利用者、住民などによる点検及び評価が行われることが求められています。

① 図書館の設置・運営についての助言に努めます。

県立図書館は、市町村に対し、図書館設置や図書館運営についての助言を行います。

② 図書館等との連携・協力を努めます。

県立図書館は、児童図書等の貸出や市町村立図書館等から寄せられるレファレンスへの回答、図書館等との相互貸借や連携・協力の推進に努めます。

③ 子どもに対するサービスの充実を図ります。

県立図書館は、子どもに対するサービスの充実を図るため、児童図書の収集・提供、図書コーナーの設置、おはなし会の開催、利用案内やレファレンス・サービス、読書相談等に努めます。

④ 図書館に関する情報の収集に努めます。

県立図書館は、図書館に関する情報の収集、全国的な動向の把握に努め、司書及びその他の職員が専門的知識・技術を習得するため、研修等に派遣するとともに、県内の市町村立図書館等や学校図書館でのサービスが充実するよう、関係者を対象とした研修の充実を図ります。

⑤ 目標の設定、点検、評価を行います。

県立図書館は、子どもの読書活動の推進に関する運営の目標を設定し、達成状況等に関して自ら点検及び評価を行うとともに、市町村立図書館等に対しても働きかけます。

(2) ボランティア、民間団体・企業に求められること

① 情報の共有

ボランティア等が地域で活発に活動するためには、ボランティアとそれを受け入れる幼稚園・保育所等、学校、公立図書館、民間企業等との間で、それぞれの活動内容やニーズ等の情報が共有されることが大切です。

② 資質・能力の向上

ボランティア等が資質や能力を向上させるためには、図書館等で開催される研修会への参加だけでなく、自主的な企画による研修会や交流会の開催、ボランティア同士の連携やネットワークの形成など、それぞれが持つ知識や経験、ノウハウを生かしながら相互に高めあっていく取組が必要です。

### ③ パートナーシップ\*7による取組の推進

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動に資する施設や関係者が、パートナーシップのもと、それぞれの機能や技能を生かし合いながら取り組むことが必要です。

## 2 学校における環境の整備・充実

学校においては、子どもが自由に読書を楽しむだけでなく、多様な図書に触れ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備する必要があります。また、学習指導要領にも示されているとおり、学校では言語活動を充実するとともに、学校図書館を計画的に利活用し、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

このように、学校において全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められます。

### (1) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動の充実のためには、保護者やボランティアの協力を得ながら、読み聞かせやブックトーク活動、学校図書館の整備など、学校と地域が一体となって読書活動を推進していくことが必要です。

また、学校においては、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」の一つとして、学校図書館の蔵書整理や運営補助、読み聞かせ等の支援を受けることや放課後子ども教室等においては、読書に親しむ取組を積極的に取り入れてもらうことなど、子どもの読書活動の充実を図ることも有効です。

### (2) 幼稚園・保育所等の環境整備

#### ① 図書と図書に触れるスペースの整備

乳幼児が安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図ることが必要です。また、図書館の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することが必要です。

---

\*7 パートナーシップ

対等な関係（従属的、依存的でない関係）において相互に連携するとともに、適宜補完し合いながら一体となって取り組むこと

## ② 研修会の開催

職員や保護者が子どもの読書活動についての理解を深めるためには、研修会等で乳幼児期からの読書の大切さについて話を聞くことや、読み聞かせの実演に子どもと一緒に触れることが必要です。

## ③ ボランティア等との連携

子どもの読書活動の推進のための様々なノウハウや知識・経験を活用し、一層の効果を得るためには、幼稚園・保育所等が単独で取り組むだけでなく、読み聞かせボランティア等との連携や公立図書館等の支援が必要です。

### (3) 学校図書館の機能の整備・充実

学校図書館は、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が求められています。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月 文部科学省)を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

さらに、学校図書館は、可能な限り子どもや教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることも重要です。

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって教職員、学校司書、ボランティア等が連携するとともに、公立図書館の協力を得るなど、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

### (4) 図書の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な図書を整備・充実させていくことが必要です。このため、各学校において自校の図書の充実に取り組むとともに、他校の学校図書館や公立図書館等との連携を進めることも必要です。

## (5) 情報化の促進

学校図書館にコンピューターを整備し、蔵書情報をデータベース化し、インターネット等を活用して情報の共有化を進めることにより、他校の学校図書館や公立図書館等との相互検索が可能になり、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書や各種資料の共同利用、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能になります。

## (6) 司書教諭を中心とした教職員間の協力

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。司書教諭が、学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制や校務分掌上の配慮など工夫が必要です。

## (7) 学校司書の配置

学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施するなど、学校図書館サービスの改善・充実を図っていくことが大変有効です。

### 県の取組

#### ① 発達段階に応じた図書の選び方の助言などを行います。

県立図書館は、幼稚園・保育所等の求めに応じて、子どもの発達段階に応じた図書の選び方に関する助言をし、市町村立図書館等に協力体制をとるよう働きかけます。

#### ② 障害のある子どもの読書活動の充実を図ります。

県は、障害のある子どもが読書に親しめる環境を整備するため、関係機関と連携し、点字資料、大活字本、録音資料等の収集・提供に努めるとともに、読み聞かせボランティア等の協力を得ながら、障害のある子どもの読書活動の充実を図っていきます。さらに、それらの推進を市町村に働きかけます。

#### ③ ボランティアグループとのコーディネートに努めます。

県は、関係機関と連携しながら、ボランティア活動者の育成を支援するとともに、ボランティアグループと受入施設とのコーディネートや情報提供に努めます。



④ ボランティア同士及び関係機関との連携を図ります。

県は、ボランティアやボランティアグループ同士の広域的な連携を促進するとともに、関係機関や書店等、子どもの読書活動の推進に賛同する民間団体・企業の連携が図られていくよう努めます。

⑤ 学校図書館の蔵書の整備、データベース化を働きかけます。

県は、学校図書館の蔵書の整備や図書情報のデータベース化がより一層図られるよう県立学校や市町村教育委員会等に働きかけます。

⑥ 学校図書館と公立図書館等との連携を働きかけます。

県は、学校図書館と公立図書館等との情報交換、合同研修会などを通じて、読書活動の推進につながる交流や連携が行われるよう働きかけます。

⑦ 学校図書館の活用推進を図ります。

県は、「学校図書館シンポジウム」を開催し、学校図書館を取り巻く全ての関係者に対して、学校図書館に関する現状や課題等の情報共有を図る場を設定し、学校図書館の整備・充実に資する取組を推進します。

⑧ 学校司書の配置を働きかけます。

県は、学校司書の配置が進むよう市町村教育委員会等に働きかけます。

### **基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発**

#### **1 子どもの読書活動に関する啓発の推進**

「子ども読書の日」（4月23日）及びこの日から5月12日までの「こどもの読書週間」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。このため、県は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組を更に広げていくために、地域、学校、図書館、企業や民間団体等との連携を図りながら、より充実した啓発活動が展開されるよう働きかけていきます。

また、「読書週間」（10月27日～11月9日）、「あおもり冬の読書週間」（小寒から大寒を挟んで3週間）、子どもの読書活動推進大会においては、子どもの健やかな成長に対する本の影響力や、子どもと本を結びつける読み聞かせ活動の効果に対する理解を深める機会を提供することにより、地域ぐるみで子どもの読書環境づくりを推進する機運を高めることを目的とした、全県的な子どもの読書活動の推進を図る啓発活動を行います。

## **2 優れた取組に関する情報収集と情報提供**

県は、学校、図書館等、民間団体における様々な取組に関する情報を収集するとともに、情報を広く提供するなど、各種情報の収集・提供に努めていきます。

## **3 優良な図書の普及**

優良な図書の普及を図ることは、地域における子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

このため、県では、青森県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全育成にとって特に有益であると認められる図書を推奨しています。また、関係機関、団体等と連携し、子どもの読書活動啓発小冊子を活用して乳幼児期からのお薦めの本の紹介等を行っています。

今後も、優良な図書を家庭・地域に紹介し、優良な図書が、幼稚園・保育所等、学校図書館、公立図書館等の子どもの身近なところに置かれ、いつでも触れることができるよう働きかけていきます。



[指針1-3] 市町村における子どもの読書活動の推進が計画的に進められているか。

《数値目標》 市町村における子ども読書活動推進計画の策定率

[策定している市町村数/40市町村]

<現状値>

<目標値>

72.5%【H25】 → 77.5%【H30】 → 100%【R6】

○目標値設定の考え方：全市町村での策定完了

(文部科学省による『子供読書活動推進計画』策定状況調査)

## (2) 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実に関する指針

[指針2-1] 公立図書館等が利用されているか。

《数値目標》 公立図書館等における児童1人当たりの児童書の貸出冊数

[公立図書館等における児童書の貸出冊数/青森県の児童数(0~12歳)]

<現状値>

<目標値>

6.3冊【H25】 → 7.4冊【H29】 → 9.5冊【R6】

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(県立図書館による『青森県の図書館』に係る調査)

(県企画政策部統計分析課による「青森県人口移動統計調査」)

[指針2-2] 公立図書館等とボランティアが連携して活動しているか。

《数値目標》 ボランティアと連携している公立図書館等の割合

[連携している市町村数/40市町村]

<現状値>

<目標値>

72.5%【H25】 → 67.5%【H29】 → 100%【R6】

○目標値設定の考え方：全ての公立図書館等で実施

(県立図書館による『青森県の図書館』に係る調査)

[指針2-3] 学校図書館の蔵書の整備が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館図書標準の達成率 [達成学校数/県内全学校数]

		〈現状値〉		〈目標値〉	
<b>小学校</b>	31.8%【H24】	→	45.8%【H28】	→	<b>70%【R6】</b>
<b>中学校</b>	23.3%【H24】	→	36.3%【H28】	→	<b>60%【R6】</b>

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

[指針2-4] 公立図書館等による学校図書館の支援が進んでいるか。

《数値目標》 公立図書館等と連携する学校の割合

[連携している学校数/県内全学校数]

		〈現状値〉		〈目標値〉	
<b>小学校</b>	55.6%【H24】	→	56.3%【H28】	→	<b>70%【R6】</b>
<b>中学校</b>	14.5%【H24】	→	19.4%【H28】	→	<b>30%【R6】</b>

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

[指針2-5] 学校と保護者や地域のボランティアとの連携が進んでいるか。

《数値目標》 ボランティアと連携している学校の割合

[連携している学校数/県内全学校数]

		〈現状値〉		〈目標値〉	
<b>小学校</b>	65.5%【H24】	→	76.7%【H28】	→	<b>90%【R6】</b>
<b>中学校</b>	17.6%【H24】	→	15.6%【H28】	→	<b>30%【R6】</b>

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

[指針2-6] 学校図書館での効果的な蔵書管理が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館における図書情報のデータベース化実施率

[実施学校数/県内全学校数]

		〈現状値〉		〈目標値〉	
<b>小学校</b>	54.7%【H24】	→	61.8%【H28】	→	<b>75%【R6】</b>
<b>中学校</b>	53.9%【H24】	→	53.1%【H28】	→	<b>70%【R6】</b>

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)



## 〔資料編〕

1	県内公立図書館等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・	5
3	図書館の設置及び運営上の望ましい基準・・・・・・・・	7
4	青森県子ども読書活動推進協議会設置要項・・・・・・・・	16
5	青森県子ども読書活動推進協議会委員・・・・・・・・	17

# 1 県内公立図書館等一覧

## (1) 公立図書館

No.	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開館時間 ※曜日等による 変更あり	休館日
	青森県立図書館	030-0184	青森市荒川藤戸119-7	017-739-4211	017-739-8353	9:00 ~ 19:00	毎月第4木曜、4/1、 奇数月第2水曜
1	青森市民図書館	030-0801	青森市新町一丁目3-7	017-776-2455	017-776-2400	9:00 ~ 20:00	毎月第2水曜
2	弘前市立弘前図書館	036-8356	弘前市下白銀町2-1	0172-32-3794	0172-36-8360	※ 9:30 ~ 19:00	毎月第3木曜
3	弘前市立岩木図書館	036-1313	弘前市賀田一丁目18-3	0172-82-1651	0172-82-5150	※ 9:30 ~ 19:00	毎週月曜
4	八戸市立図書館	031-0022	八戸市糠塚字下道2-1	0178-22-0266	0178-71-1312	※ 9:00 ~ 19:00	毎月末日
5	八戸市図書情報センター	039-1101	八戸市尻内町字館田1-1	0178-70-2600	0178-70-2601	※ 10:00 ~ 20:00	毎月末日
6	八戸市立南郷図書館	031-0111	八戸市南郷大字市野沢字中市野沢39-1	0178-60-8100	0178-60-8130	※ 9:00 ~ 19:00	毎月末日
7	五所川原市立図書館	037-0046	五所川原市字栄町119	0173-34-4334	0173-34-3256	※ 9:30 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第3木曜
8	伊藤忠吉記念図書館	037-0202	五所川原市金木町芦野345-12	0173-53-3049	0173-53-3049	9:30 ~ 17:00	毎週月曜、 毎月第3木曜
9	五所川原市立図書館市浦分館	037-0401	五所川原市相内349-1	0173-35-2111	0173-62-2115	9:30 ~ 17:00	毎週土日曜
10	十和田市民図書館	034-0081	十和田市西十三番町2-18	0176-23-7808	0176-25-3838	9:00 ~ 20:00	第4木曜
11	三沢市立図書館	033-0031	三沢市桜町一丁目5-43	0176-53-6040	0176-53-9883	※ 9:00 ~ 20:00	毎月第1・3・5の 月曜、毎月末日
12	むつ市立図書館	035-0073	むつ市中央二丁目3-10	0175-28-3500	0175-28-3400	※ 9:00 ~ 19:00	毎月第4木曜
13	むつ市立図書館川内分館	039-5201	むつ市川内町楡木153	0175-42-3113	0175-42-4282	9:00 ~ 17:00	なし
14	むつ市立図書館大畑分館	039-4401	むつ市大畑町中島108-5	0175-34-2321	0175-34-2322	9:00 ~ 17:00	なし
15	むつ市立図書館脇野沢分館	039-5311	むつ市脇野沢渡向107-1	0175-44-2110	0175-44-3898	9:00 ~ 17:00	なし
16	つがる市立図書館	038-3107	つがる市柏稲盛幾世41 イオンモールつがる柏内	0173-25-3131	0173-25-3133	10:00 ~ 20:00	毎月最終月曜
17	平川市平賀図書館	036-0102	平川市光城二丁目30-1	0172-44-7665	0172-44-8780	9:00 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第4木曜
18	平川市尾上図書館	036-0242	平川市猿賀字南田15-1	0172-57-5980	0172-57-3323	9:00 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第4木曜
19	平内町立図書館	039-3321	平内町小湊字小湊79-3	017-755-2138	017-755-3954	9:00 ~ 17:00	毎月第2・4日曜
20	藤崎町図書館大夢	038-3802	藤崎町藤崎字中村井21-1	0172-75-2288	0172-89-7080	9:00 ~ 17:00	毎週月曜、 毎月末日
21	板柳町民図書館	038-3661	板柳町福野田字実田11-7	0172-72-1161	0172-72-1801	9:00 ~ 17:00	毎週月曜
22	中泊町図書館	037-0305	中泊町中里字紅葉坂210	0173-69-1111	0173-69-1115	9:00 ~ 16:45	毎週月曜、 毎月第4木曜
23	野辺地町立図書館	039-3131	野辺地町字野辺地1-1	0175-64-2195	0175-72-8380	9:00 ~ 17:00	毎週月曜、 毎月末日
24	七戸中央図書館	039-2524	七戸町字寺裏22	0176-62-2119	0176-62-3044	※ 8:30 ~ 18:00	毎月第4木曜
25	六戸町立図書館	039-2371	六戸町犬落瀬字前谷地61	0176-55-4561	0176-55-5405	9:30 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第3日曜
26	横浜町民図書館	039-4141	横浜町字三保野57-8	0175-78-6100	0175-78-6112	9:15 ~ 17:00	毎週月曜
27	東北町立図書館	039-2401	東北町上野字上野191-1	0176-56-2261	0176-56-3689	9:15 ~ 18:00	毎週火曜
28	東北町立図書館乙供分室	039-2667	東北町字膳前48-1	0175-63-2741	0175-63-4051	※ 9:15 ~ 17:00	毎週火曜
29	六ヶ所村民図書館	039-3212	六ヶ所村尾駱字野附1-8	0175-72-3405	0175-72-3407	※ 9:30 ~ 19:00	毎週月曜
30	おいらせ町立図書館	039-2222	おいらせ町下前田145-1	0178-52-3900	0178-50-1022	※ 9:00 ~ 19:00	毎週月曜
31	三戸町立図書館	039-0141	三戸町川守田字関根20-1	0179-22-1731	0179-22-1606	10:00 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第4木曜
32	五戸町図書館	039-1558	五戸町字館1-1	0178-61-1040	0178-61-1039	※ 10:00 ~ 19:00	毎週月曜、 毎月末日
33	田子町立図書館	039-0201	田子町田子字天神堂向22-9	0179-20-7221	0179-20-7224	※ 10:00 ~ 18:00	毎週月・火曜、 毎月第4木曜



(平成31年4月1日現在)

祝日 開館	開館 日数 (H30)	蔵書冊数		30年度受入冊数		図書費	児童サービス等				学校等との連携			ポ ラ ン テ ィ ア の 連 携	児童向け行事					No.
		総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	31年度予算 (千円)	児童 室	児童専用 カウンター	YA サービス	YA専用 コーナー	幼稚園 保育所	学校	学校 図書館		講演 会	講座	お話 会	映画 会	展 示	
有	330	951,590	70,033	20,985	4,355	48,449	○	○			○	○	○	○			22	24		
有	339	1,033,820	223,342	14,156	6,586	20,086	○	○	○	○	○	○	○	○			149	27	1	
有	337	524,260	115,271	13,003	4,871	15,916	○		○	○	○	○	○	○	1	2	101	24	2	
有	302	本館に含む		本館に含む		本館に含む	○		○	○		○		○		3	49	12	3	
有	330	460,807	94,098	15,521	3,240	21,350	○		○	○	○	○	○	○		1	5	11	4	
有	330	5,779	2,848	607	275	本館に含む			○	○		○		○			2	10	5	
有	329	65,307	22,483	3,352	982	本館に含む	○		○	○	○	○	○	○		1	55	28	6	
有	294	105,483	27,348	3,821	905	2,811	○	○	○	○	○	○	○	○		11	24	-	7	
無	283	32,291	4,010	603	119	本館に含む			○	○	○	○						-	8	
無	244	4,879	1,166	154	35	本館に含む			○		○	○							9	
有	341	184,628	63,245	7,780	2,367	11,771	○		○	○	○	○	○	○		1	5	12	10	
有	310	135,770	31,088	3,250	982	5,616	○	○	○	○	○	○	○	○		4	50	4	14	11
有	340	164,996	35,309	4,201	1,075	4,800	○	○			○	○	○	○		2	49	4	1	12
有	357	7,917	3,007	99	39	本館に含む													13	
有	357	9,117	1,995	137	46	本館に含む													14	
有	357	5,238	2,001	99	36	本館に含む													15	
有	349	95,121	22,983	4,616	921	3,800	○				○	○		○		12	64	26	16	
有	290	96,827	29,901	2,502	782	3,645	○		○	○	○	○		○			16	27	17	
有	295	45,088	12,344	1,212	298	本館に含む	○		○	○							12	12	18	
無	306	67,066	14,453	538	154	730	○				○	○		○				5	3	19
有	292	64,733	19,770	1,538	644	909	○				○	○	○	○			22	1	26	20
有	308	29,645	7,389	960	350	1,190	○						○	○			6	4	21	
無	277	64,556	19,449	1,640	267	1,600	○		○	○	○	○		○		1	61	5	22	
有	286	94,286	30,567	1,204	448	1,300	○		○	○	○	○	○	○	1	11	15	3	12	23
無	328	34,685	10,693	653	334	500			○		○	○		○			2		24	
無	258	33,097	7,194	709	222	1,000	○		○		○	○		○			12	3	25	
有	306	28,370	7,350	460	241	300	○					○							12	26
無	289	36,061	18,476	694	393	2,000	○				○	○	○	○			2		27	
無	289	28,154	本館に含む	636	287	本館に含む	○							○			12		28	
有	297	48,737	16,391	2,302	671	3,700	○		○		○	○	○	○			4	12	29	
有	300	66,924	24,862	1,674	524	1,330	○					○	○	○			25	12	30	
有	293	47,816	15,499	1,289	381	1,700	○	○	○	○	○	○					12		31	
有	296	112,213	28,666	2,495	599	2,460	○		○	○	○	○	○	○	1		12	2	32	
無	206	37,104	11,690	870	250	910	○		○	○	○	○	○	○			13	4	33	

(2) 公民館図書室等

No.	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開館時間 ※曜日等による 変更あり
1	スポカルイン黒石図書コーナー	036-0316	黒石市ぐみの木3-65	0172-53-2188	0172-53-2188	9:00 ~ 18:00
2	黒石ほるぷ子ども館	036-0411	黒石市大字温湯字派15-2	0172-54-8070	0172-54-8070	10:15 ~ 17:00
3	今別町中央公民館(ふれあい文庫)	030-1502	今別町今別字今別166(今別77)	0174-35-2157 (0174-31-5140)	0174-35-3923 (0174-35-2450)	10:00 ~ 16:00
4	蓬田村ふるさと総合センター	030-1203	蓬田村郷沢字浜田136-76	0174-31-3111	0174-31-3112	8:15 ~ 17:00
5	外ヶ浜町中央公民館	030-1302	外ヶ浜町字蟹田中師宮本80-1	0174-22-3175	0174-22-3162	9:00 ~ 17:00
6	日本海拠点館あじがさわ	038-2761	鱒ヶ沢町舞戸町字北禿181	0173-72-5555	0173-72-7500	9:00 ~ 18:00
7	「太宰の宿」ふかうら文学館	038-2324	深浦町深浦字浜町134	0173-84-1070	0173-84-1070	8:30 ~ 17:00
8	西目屋村中央公民館	036-1411	西目屋村田代字稲元143	0172-85-2858	0172-85-3132	9:00 ~ 17:00
9	大鰐町中央公民館	038-0211	大鰐町大鰐字前田51-8	0172-48-3201	0172-48-3215	※ 9:00 ~ 18:00
10	田舎館村中央公民館	038-1121	田舎館村畑中字藤本159-1	0172-58-2250	0172-58-2394	8:15 ~ 17:00
11	鶴田町公民館	038-3503	鶴田町鶴田字沖津189-1	0173-22-2818	0173-22-2818	8:15 ~ 21:00
12	大間町立公民館	039-4601	大間町大間字大間91	0175-37-2103	0175-37-4661	現在閉館
13	東通村教育委員会	039-4292	東通村砂子又字沢内5-34	0175-27-2111	0175-27-3027	-
14	風間浦村中央公民館	039-4502	風間浦村易国間字大川目28-5	0175-35-2210	0175-35-2123	8:15 ~ 17:00
15	佐井村中央公民館	039-4711	佐井村佐井字糠森20	0175-38-4506	0175-38-4512	8:30 ~ 17:00
16	南部町立福地公民館	039-0802	南部町苦米地字下宿22-1	0178-84-2128	0178-84-2128	9:00 ~ 21:00
17	南部町立名川中学校図書室1階	039-0502	南部町下名久井字白山81	0178-76-3121	0178-76-3136	※ 10:00 ~ 19:00
18	階上町道仏公民館	039-1201	階上町道仏字横沢15-4	0178-89-2110	0178-89-2110	※ 9:00 ~ 17:00
19	ハートフルプラザ・はしかみ	039-1201	階上町道仏字天当平1-182	0178-88-2522	0178-88-3069	9:00 ~ 19:00
20	石鉢ふれあい交流館	039-1211	階上町蒼前東7丁目9-4	0178-80-1671	0178-80-1676	※ 9:00 ~ 19:00
21	新郷村教育委員会	039-1801	新郷村戸来字風呂前10	0178-78-2111	0178-78-3294	8:15 ~ 18:00
22	北通り総合文化センター「ウイング」	039-4601	大間町大間字内山48-164	0175-32-1111	0175-37-5110	9:00 ~ 17:00

(平成31年4月1日現在)

休館日	祝日 開館	蔵書冊数		30年度受入冊数		図書費	児童サービス等		学校等との連携			ポ ラ ン テ ィ ア の 連 携	児童向け行事				No.
		総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	31年度予算 (千円)	児 童 室	YA サ ー ビ ス	幼 稚 園 保 育 所	学 校	学 校 図 書 館		講 演 会	講 座	お 話 会	展 示	
毎週月曜	有	44,785	9,392	1,989	379	750	○		○	○		○			34	1	
毎月第1・3・5日曜、 毎月第2・4月曜、 毎月末日	無	10,411	10,546	292	292	120			○	○		○			8	2	
毎週火曜	有	6,195	1,542	108	2	50	○									3	
毎週土・日曜	無	7,000	654	110	23	150	○					○				4	
毎週月曜	有	7,986	984	114	5	11	○					○		23	1	5	
毎週月・火曜、 第4木曜 (図書コーナーのみ)	無	25,347	-	-	116	300	○		○	○						12	6
毎週月曜 (11月～3月)	有	13,228	5,179	366	72	250	○			○							7
	有	4,324	660	38	0	33											8
毎週月曜	有	9,146	1,713	368	68	500					○	○					9
毎週土・日曜	無	17,755	1,295	423	74	500						○			-		10
	有	9,143	-	89	-	200	○		○	○		○			7		11
																	12
																	13
毎週土・日曜	無	-	-	-	-	0					○						14
毎週土・日曜	無	11,704	-	-	-	0											15
第3日曜	無	7,591	0	74	0	108											16
毎週月曜	有	29,337	9,441	790	152	717	○					○			12		17
毎週日曜	無	5,579	-	285	109	300											18
	有	10,620	-	286	115	300	○										19
	有	5,638	-	306	149	300											20
	有	12,793	1,288	75	0	50											21
毎週月曜	無	24,381	7,640	445	185	700	○										22

## 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」

という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動基本計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### (子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### (財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 3 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

#### 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日

文部科学大臣 田中眞紀子

#### 第一 総則

##### 一 趣旨

- ① この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

##### 二 設置の基本

- ① 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

##### 三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体

制の構築に努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

#### 四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

#### 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

#### 六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作

成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### (一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

##### (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。



### (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

### (四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

### (五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

### (六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

## 2 図書館資料

### (一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及

び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

## (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

## 3 図書館サービス

### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

### (二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・

- 青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

#### **(五) 多様な学習機会の提供**

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

#### **(六) ボランティア活動等の促進**

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

### **4 職員**

#### **(一) 職員の配置等**

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために

必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

## (二)職員の研修

① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア資料の紹介、提供に関すること

イ情報サービスに関すること

ウ図書館資料の保存に関すること

エ郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ図書館の職員の研修に関すること

カその他図書館運営に関すること

② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

## 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア研修

イ調査研究

ウ市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

## 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

## 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

## 5 職員

① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

#### 1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

## 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

## 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

## 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

## 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

## 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

## 四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

## 4 青森県子ども読書活動推進協議会設置要項

### (設置)

第1条 「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定し、子どもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、関係者等で構成する青森県子ども読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 推進協議会は、11人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野から、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- ① 子どもの保護者
- ② 学校図書館関係者（小学校）
- ③ 学校図書館関係者（中学校）
- ④ 学校図書館関係者（高等学校）
- ⑤ 市町村立図書館関係者
- ⑥ 公民館（図書室等）関係者
- ⑦ 幼稚園・保育所関係者
- ⑧ 書籍販売業関係者
- ⑨ 読書活動グループ・NPO等関係者
- ⑩ 母子福祉（ブックスタート等）関係者
- ⑪ 学識経験者

3 委員の任期は、委嘱した日から令和2年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第3条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置くことができる。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

### (招集)

第4条 推進協議会の会議は、教育長が招集する。

### (オブザーバー)

第5条 推進協議会の会議には、必要に応じて県の関係部局からオブザーバーを招集することができる。

### (専門委員会)

第6条 推進協議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、推進協議会の協議事項の原案を作成する。

3 専門委員会は、推進協議会の会長が指名する委員及びオブザーバーをもって構成する。

4 専門委員会の委員長は、推進協議会の会長が指名する。

### (庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、青森県教育庁生涯学習課において掌理する。

### (その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和元年5月31日から施行する。

## 5 青森県子ども読書活動推進協議会委員

### (1) 青森県子ども読書活動推進協議会

(任期：令和元年7月23日～令和2年3月31日)

番号	職名	氏名	備考
1	青森県PTA連合会 理事	棚内 伸治	
2	青森県学校図書館協議会 副会長	種市 成克	
3	青森県学校図書館協議会 会長	高橋 光夫	副会長
4	青森県学校図書館協議会 副会長	吉田 繁徳	
5	むつ市教育委員会 副理事 図書館長事務取扱	櫻井 忍	
6	青森県私立幼稚園連合会 監事 (聖ヤコブ幼稚園 園長)	長尾 晶子	
7	青森県書店商業組合 理事長	成田 耕造	
8	八戸おはなしの会紙風船 代表	松本 亜矢子	
9	横浜町健康福祉課 主任保健師	長谷川 あゆみ	
10	青森大学社会学部 教授	秋田 敏博	会長

### オブザーバー

1	環境生活部 青少年・男女共同参画課 副参事(グループマネージャー)	齋藤 桂一	
2	健康福祉部 こどもみらい課 副参事(グループマネージャー)	三上 総一郎	
3	教育庁学校教育課 指導主事	舘山 知昭	
4	青森県立図書館 主幹	三上 由起子	

### (2) 専門委員会

番号	職名	氏名	備考
1	青森県学校図書館協議会 会長	高橋 光夫	委員長
2	むつ市教育委員会 副理事 図書館長事務取扱	櫻井 忍	
3	青森県私立幼稚園連合会 監事 (聖ヤコブ幼稚園 園長)	長尾 晶子	
4	青森大学社会学部 教授	秋田 敏博	
5	環境生活部 青少年・男女共同参画課 副参事(グループマネージャー)	齋藤 桂一	
6	健康福祉部 こどもみらい課 副参事(グループマネージャー)	三上 総一郎	
7	教育庁学校教育課 指導主事	舘山 知昭	
8	青森県立図書館 主幹	三上 由起子	